

# 一、本会議の審議概要

○昭和六十二年七月六日 月曜日

開会 午前十時四分

日程第一 議席の指定

議長は、議員の議席を指定した。

議員江島淳君逝去につき哀悼の件

右の件は、議長からすでに弔詞をささげた旨報告し、その弔詞を朗読した。次いで、中野明君が哀悼の辞を述べた。

特別委員会設置の件

右の件は、議長発議により、科学技術振興に関する諸問題を調査しその対策樹立に資するため委員二十名から成る科学技術特別委員会、公害及び環境保全に関する諸問題を調査しその対策樹立に資するため委員二十名から成る環境特別委員会、災害に関する諸問題を調査しその対策樹立に資するため委員二十名から成る災害対策特別委員会、選挙制度に関する調査のため委員二十五名から成る選挙制度に関する特別委員会、沖縄及び北方問題に関する対策樹立に資するため委員二十名から成る沖縄及び北方問題に関する特別委員会を設置することに全会一致をもつて決し、議長は、特別委員を指名した。

備

考

七・六 開会式

(衆議院)

七・六 国務大臣の演説

休憩 午前十時十五分

再開 午後五時一分

日程第 二 会期の件

右の件は、六十五日間とすることに決した。

日程第 三 国務大臣の演説に関する件

中曽根内閣総理大臣は所信に關し、宮澤大蔵大臣は財政に關してそれぞれ演説をした。  
国務大臣の演説に対する質疑は、延期することに決した。

日程第 四 昭和五十九年度一般会計歳入歳出決算、昭和五十九年度特別会計歳入歳出決

算、昭和五十九年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和五十九年度政府関

係機関決算書

日程第 五 昭和五十九年度国有財産増減及び現在額総計算書

日程第 六 昭和五十九年度国有財産無償貸付状況総計算書

右の三件は、決算委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、日程第四は  
まず委員長報告のとおり是認することに決し、次いで全会一致をもつて委員長報告のと  
おり内閣に対し警告することに決し、日程第五及び第六は委員長報告のとおり異議がな  
いと決した。

常任委員長辞任の件

右の件は、次の各常任委員長の辞任を許可することに決した。

内閣委員長 岩本 政光君

地方行政委員長 松浦 功君

常任委員長の選挙

右の選挙は、動議によりその手続を省略して議長の指名によることに決し、議長は、次のとおり各常任委員長を指名した。

法務委員長	太田	淳夫君
外務委員長	宮澤	弘君
大蔵委員長	井上	裕君
文教委員長	仲川	幸男君
社会労働委員長	佐々木	満君
農林水産委員長	高木	正明君
商工委員長	前田	勲男君
運輸委員長	中野	明君
逓信委員長	高杉	迪忠君
建設委員長	鈴木	和美君
予算委員長	松垣	徳太郎君
決算委員長	菅野	久光君
内閣委員長	名尾	良孝君
地方行政委員長	谷川	寛三君
法務委員長	三木	忠雄君
外務委員長	森山	眞弓君
大蔵委員長	村上	正邦君

文教委員長	田沢	智治君
社会労働委員長	関口	恵造君
農林水産委員長	岡部	三郎君
商工委員長	大木	浩君
運輸委員長	田代	富士男君
逓信委員長	上野	雄文君
建設委員長	村沢	牧君
予算委員長	原	文兵衛君
決算委員長	穂山	篤君

散会 午後五時五十七分

○昭和六十二年七月九日 木曜日

開会 午前十時一分

日程第一 国務大臣の演説に関する件(第二日)

青木薪次君、伊江朝雄君は、それぞれ質疑をした。  
 残余の質疑は、延期することに決した。

散会 午後零時三十四分

(衆議院)

七・八、九 国務大臣の演説に対する

質疑

○昭和六十二年七月十日 金曜日

開会 午前十時一分

裁判官弾劾裁判所裁判員及び裁判官訴追委員予備員辞任の件

右の件は、裁判官弾劾裁判所裁判員飯田忠雄君、裁判官訴追委員予備員抜山映子君の辞任を許可することに決した。

裁判官弾劾裁判所裁判員等各種委員の選挙

右の選挙は、動議により、その手続を省略して議長の指名によること及び裁判官訴追委員予備員の職務を行う順序は議長に一任することに決し、議長は、裁判官弾劾裁判所裁判員に峯山昭範君、裁判官訴追委員予備員に鈴木和美君、検察官適格審査会委員に松垣徳太郎君、同予備委員に竹山裕君、国土開発幹線自動車道建設審議会委員に小川仁一君、鶴岡洋君、日本ユネスコ国内委員会委員に前田勲男君を指名した。また、裁判官訴追委員予備員の職務を行う順序は、鈴木和美君を第三順位とし、第三順位及び川順郎君を第四順位に、第四順位の諫山博君を第五順位とした。

日程第一 国務大臣の演説に関する件(第三日)

和田教美君、佐藤昭夫君は、それぞれ質疑をした。

休憩 午前十一時五十一分

再開 午後一時二分

休憩前に引き続き、栗林卓司君、稲村稔夫君は、それぞれ質疑をした。

議長は、質疑が終了したことを告げた。

(衆議院議決)

七・一七 昭和六十二年一般会計

補正予算(第1号)

昭和六十二年特別会計

補正予算(特第1号)

昭和六十二年政府関係

機関補正予算(機第1号)

散会 午後二時二十五分

○昭和六十二年七月二十四日 金曜日

開会 午後三時十二分

議長は、新たに当選した議員二木秀夫君を議院に紹介した後、同君を運輸委員に指名した。  
国家公務員等の任命に関する件

右の件は、国家公安委員会委員に石井成一君、社会保険審査会委員に大谷藤郎君、労働  
保険審査会委員に倉橋義定君を任命することに全会一致をもつて同意することに決し、  
公安審査委員会委員に中川順君、航空事故調査委員会委員に薄木正明君を任命すること  
に同意することに決した。

日程第一 昭和六十二年度一般会計補正予算（第1号）

日程第二 昭和六十二年度特別会計補正予算（特第1号）

日程第三 昭和六十二年度政府関係機関補正予算（機第1号）

右の三案は、予算委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、討論の後、可  
決された。

散会 午後四時十六分

○昭和六十二年七月二十九日 水曜日

開会 午前十時一分

日程第一 國務大臣の報告に関する件（昭和六十年年度決算の概要について）

右の件は、宮澤大蔵大臣から報告があつた後、田淵勲二君、峯山昭範君がそれぞれ質疑をした。

散会 午前十一時四分

○昭和六十二年八月二十一日 金曜日

開会 午前十時一分

日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法案及び日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法の実施のための関係法律の整備に関する法律案（趣旨説明）

右は、日程に追加し、宮澤大蔵大臣から趣旨説明があつた後、及川一夫君、猪熊重二君がそれぞれ質疑をした。

日本航空株式会社法を廃止する等の法律案（趣旨説明）

右は、日程に追加し、橋本運輸大臣から趣旨説明があつた後、梶原敬義君が質疑をした。

日程第一 水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案（衆議院提出）

右の議案は、環境特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

（衆議院議決）  
八・二〇

日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法案（閣法第一号）

日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法の実施のための関係法律の整備に関する法律案（閣法第二号）

日本航空株式会社法を廃止する等の法律案（第八回国会閣法第五九号）  
学校教育法及び私立学校法の一部を改正する法律案（第八回国会閣法第四〇号）（修正）

日程第二 電気工事士法及び電気工事業の業務の適正化に関する法律の一部を改正する

法律案（衆議院提出）

右の議案は、商工委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致をもつて可決された。

散会 午前十一時五十三分

○昭和六十二年八月二十六日 水曜日

開会 午前十時一分

日程第一 国際緊急援助隊の派遣に関する法律案（第百八回国会内閣提出、第百九回国会衆議院送付）

右の議案は、外務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致をもつて可決された。

日程第二 国土開発幹線自動車道建設法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、建設委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致をもつて可決された。

国民生活に関する調査の中間報告

右の件は、中間報告を聴取することに決し、国民生活に関する調査会長から報告があつた。

（衆議院議決）

八・二七

公害健康被害補償法の一部を改正する法律案（第百八回国会閣法第三六号）

（修正）

外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律案（閣法第八号）

地方交付税法の一部を改正する法律案（閣法第六号）



散会 午前十時十九分

○昭和六十二年八月二十八日 金曜日

開会 午前十時一分

国家公務員等の任命に関する件

右の件は、公正取引委員会委員長に梅澤節男君、同委員に宇賀道郎君、日本銀行政策委員会委員に武田誠三君、電波監理審議会委員に浅見喜作君を任命することに同意することとに決し、中央社会保険医療協議会委員に三藤邦彦君、電波監理審議会委員に岡村総吾君を任命することに全会一致をもつて同意することに決した。

外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律案（趣旨説明）

右は、日程に追加し、田村通商産業大臣から趣旨説明があつた後、菅野久光君、広中和歌子君、市川正一君、関嘉彦君がそれぞれ質疑をした。

日程第一 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とカナダ政府との間の条約の締結について承認を求めるの件（第百八回国会内閣提出、第百九回国会衆議院送付）

日程第二 政府調達に関する協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

右の両件は、外務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、承認することに決した。

（衆議院議決）

八・二八 防衛庁設置法及び自衛隊

法の一部を改正する法律

案（第百八回国会閣法第

三〇号）

防衛庁職員給与法の一部

を改正する法律案（第百

八回国会閣法第三一号）

（修正）

日程第三 日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法案（内閣提出、衆議院送付）

日程第四 日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法の実施のための関係法律の整備に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の両案は、大蔵委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

日程第五 大豆なたね交付金暫定措置法の一部を改正する法律案（第百八回国会内閣提出、第百九回国会衆議院送付）

右の議案は、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

散会 午後零時五分

○昭和六十二年八月三十一日 月曜日

開会 午前十時一分

日程第一 公害健康被害補償法の一部を改正する法律案（趣旨説明）

右は、稲村国務大臣から趣旨説明があつた後、丸谷金保君、高桑栄松君、沓脱タケ子君がそれぞれ質疑をした。

日程第二 防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案及び防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案（趣旨説明）

右は、栗原国務大臣から趣旨説明があつた後、久保田真苗君、峯山昭範君がそれぞれ質疑をした。

散会 午後零時十九分

○昭和六十二年九月四日 金曜日

開会 午前十時一分

所得税法等の一部を改正する法律案及び地方税法の一部を改正する法律案（趣旨説明）

右は、日程に追加し、宮澤大蔵大臣、葉梨自治大臣から順次趣旨説明があつた後、赤桐操君、渡辺四郎君、片上公人君、近藤忠孝君、山田勇君がそれぞれ質疑をした。

日程第一は、後に回すことに決した。

日程第二 学校教育法及び私立学校法の一部を改正する法律案（第百八回国会内閣提出、第百九回国会衆議院送付）

右の議案は、文教委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、討論の後、可決された。

日程第一 下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案（第百

八回国会内閣提出、第百九回国会衆議院送付）

右の議案は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

日程第三 日本航空株式会社法を廃止する等の法律案（第百八回国会内閣提出、第百九

回国会衆議院送付）

（衆議院議決）

九・三 労働基準法の一部を改正する

法律案（第百八回国会閣法第

五七号）（修正）

所得税法等の一部を改正する

法律案（閣法第四号）（修正）

地方税法の一部を改正する法

律案（閣法第五号）（修正）

九・四

勤労者財産形成促進法の一部

を改正する法律案（閣法第七

号）（修正）

国立病院等の再編成に伴う特

別措置に関する法律案（第百

七回国会閣法第一一号）（修正）

右の議案は、運輸委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

日程第 四 食糧管理法の一部を改正する法律案（第百八回国会内閣提出、第百九回国会

衆議院送付）

右の議案は、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

日程第 五 外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送

付）

右の議案は、商工委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。  
散会 午後一時三分

○昭和六十二年九月七日 月曜日

開会 午前十時一分

元内閣総理大臣岸信介君逝去につき哀悼の件

右の件は、議長発議により院議をもつて弔詞をささげることに関し、議長は、弔詞を朗読した。

日程第 一 労働基準法の一部を改正する法律案（趣旨説明）

右は、平井労働大臣から趣旨説明があつた後、糸久八重子君、中西珠子君、内藤功君、  
抜山映子君がそれぞれ質疑をした。

日程第 二 国立病院等の再編成に伴う特別措置に関する法律案（趣旨説明）

右は、齋藤厚生大臣から趣旨説明があつた後、稲村稔夫君が質疑をした。  
散会 午前十一時五十八分

○昭和六十二年九月十八日 金曜日

開会 午後七時四十三分

日中国交正常化十五周年に当たり、日中友好関係の一層の増進に関する決議案（嶋崎均君外十七名発議）（委員会審査省略要求事件）

右の議案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加して議題とすることに決し、嶋崎均君から趣旨説明があつた後、可決された。

中曾根内閣総理大臣は、右の決議について所信を述べた。

日程第一 民法等の一部を改正する法律案（第百八回国会内閣提出、第百九回国会衆議院送付）  
院送付）

外国人登録法の一部を改正する法律案（第百八回国会内閣提出、第百九回国会衆議院送付）  
右の両案（第二の議案は日程に追加）は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、日程第一は全会一致をもつて可決、日程追加の第二の議案は可決された。

日程第二 旅客鉄道株式会社が建設主体とされている新幹線鉄道の建設に関する事業の  
日本鉄道建設公団への引継ぎに関する法律案（衆議院提出）

右の議案は、運輸委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

九・八 衆議院会期延長議決（一日間）

（衆議院議決）

九・一〇 精神衛生法等の一部を改正する法律案（第百八回国会閣法第六四号）（修正）

日程第三 労働基準法の一部を改正する法律案（第百八回国会内閣提出、第百九回国会衆議院送付）

国立病院等の再編成に伴う特別措置に関する法律案（第百七回国会内閣提出、第百九回国会衆議院送付）

精神衛生法等の一部を改正する法律案（第百八回国会内閣提出、第百九回国会衆議院送付）

右の三案（第二及び第三の議案は日程に追加）は、社会労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、日程追加の第二の議案に対する討論の後、日程第三は委員長報告のとおり修正議決、日程追加の第二及び第三の議案は可決された。

流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法案（衆議院提出）

右の議案は、日程に追加し、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

台湾住民である戦没者の遺族等に対する弔慰金等に関する法律案（衆議院提出）

右の議案は、日程に追加し、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致をもつて可決された。

公害健康被害補償法の一部を改正する法律案（第百八回国会内閣提出、第百九回国会衆議院送付）

右の議案は、日程に追加し、環境特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、討論の後、委員長報告のとおり修正議決された。

日程第四乃至第七の請願

小規模障害者作業所等の助成に関する請願外九十五件の請願

右の請願は、商工委員長外五委員長の報告を省略し、全会一致をもつて各委員会決定のとおり採択することに決した。

休憩 午後八時四十六分  
再開するに至らなかつた。

○昭和六十二年九月十九日 土曜日

開会 午後零時三分

日程第一 所得税法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、大蔵委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、討論の後、可決された。

地方交付税法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

地方税法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の両案は、日程に追加し、地方行政委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、日程に追加し、社会労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

地方財政充実に關する請願外五十六件の請願

右の請願は、日程に追加し、地方行政委員長の報告を省略し、全会一致をもつて委員会

（衆議院議決）  
九・一八

労働基準法の一部を改正する法律案（第八八回国会閣法第五七号）（参議院回付案に同意）  
公害健康被害補償法の一部を改正する法律案（第八八回国会閣法第三六号）（参議院回付案に同意）

決定のとおり採択することに決した。

委員会及び調査会の審査及び調査を閉会中も継続するの件

右の件は、次の案件について委員会及び調査会の審査及び調査を閉会中も継続することに決した。

内閣委員会

一、防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案（第百八回国会閣法第三〇号）

一、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案（第百八回国会閣法第三一号）

一、国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査

一、国の防衛に関する調査

地方行政委員会

一、地方行政の改革に関する調査

法務委員会

一、検察及び裁判の運営等に関する調査

外務委員会

一、国際開発協力基本法案（第百八回国会参第三号）

一、国際情勢等に関する調査

大蔵委員会

一、抵当証券業の規制等に関する法律案（閣法第九号）

一、租税及び金融等に関する調査

文教委員会



一、学校教育法及び教育職員免許法の一部を改正する法律案（参第一号）

一、女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律の一部を改正する法律案（参第二号）

一、教育、文化及び学術に関する調査

社会労働委員会

一、育児休業法案（参第三号）

一、社会保障制度等に関する調査

一、労働問題に関する調査

農林水産委員会

一、農林水産政策に関する調査

商工委員会

一、産業貿易及び経済計画等に関する調査

運輸委員会

一、運輸事情等に関する調査

通信委員会

一、郵政事業及び電気通信事業の運営並びに電波に関する調査

建設委員会

一、建設事業及び建設諸計画等に関する調査

予算委員会

一、予算の執行状況に関する調査

決算委員会

一、昭和六十年度一般会計歳入歳出決算、昭和六十年度特別会計歳入歳出決算、昭和六十年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和六十年度政府関係機関決算書

一、昭和六十年度国有財産増減及び現在額総計算書

一、昭和六十年度国有財産無償貸付状況総計算書

一、昭和六十一年度一般会計国庫債務負担行為総調書（その1）

一、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査

議院運営委員会

一、議院及び国立国会図書館の運営に関する件

科学技術特別委員会

一、宇宙開発基本法案（第百八回国会参第二号）

一、科学技術振興対策樹立に関する調査

環境特別委員会

一、公害及び環境保全対策樹立に関する調査

災害対策特別委員会

一、災害対策樹立に関する調査

選挙制度に関する特別委員会

一、選挙制度に関する調査

沖縄及び北方問題に関する特別委員会

一、沖縄及び北方問題に関する調査

外交・総合安全保障に関する調査会

一、外交・総合安全保障に関する調査

国民生活に関する調査会

一、国民生活に関する調査

産業・資源エネルギーに関する調査会

一、産業・資源エネルギーに関する調査

議長は、今国会の議事を終了するに当たり挨拶をした。

散会 午後一時八分

二、議案の審議経過

(1) 議案件数表

決 議 案	決 算		予 備 費 等	承 認	議 決	条 約		予 算	衆 法		参 法		閣 法			
	そ の 他	新 規				衆 繼	新 規		衆 繼	新 規	参 繼	新 規	衆 繼	参 繼	新 規	
一	八		衆 繼 三			一	一	三	一 五	一	二	三	衆 繼 二 二		九	提 出
一	三					一	一	三	三	二			衆 繼 一 二		八	成 立
	四										二	三	衆 繼 二		一	参 議 院 未 了
	一															衆 議 院 未 了
			三						一 二	六			八			衆 議 院 未 了
										三						備 考

(2) 議案件名一覽

●内閣提出法律案(三一件)(うち衆議院において前国会から継続二二件)

●両院通過(二〇件)(うち衆議院において前国会から継続二件)

- 一 日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法案
- 二 日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法の実施のための関係法律の整備に関する法律案
- 三 国土開発幹線自動車道建設法の一部を改正する法律案
- 四 所得税法等の一部を改正する法律案(修)
- 五 地方税法の一部を改正する法律案(修)
- 六 地方交付税法の一部を改正する法律案

(件名の上の数字は提出番号、件名の下の(修)は本院修正、(修)は衆議院修正を示す)

七 勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律案(修)

八 外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律案

第七回 国会  
第七七回 国立病院等の再編成に伴う特別措置に関する法律案(修)

第八回 国会  
第三六回 公害健康被害補償法の一部を改正する法律案(修)(衆議院同意)

第八回 国会  
四〇回 学校教育法及び私立学校法の一部を改正する法律案(修)

第八回 国会  
五二回 下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律案の一部を改正する法律案

第八回 国会  
五七回 労働基準法の一部を改正する法律案(修)(衆議院同意)

第八回 国会  
五九回 日本航空株式会社法を廃止する等の法律案  
第八回 国会  
六〇回 食糧管理法の一部を改正する法律案

第八回 国会  
六一回 大豆なたね交付金暫定措置法の一部を改正する法律案

る法律案

第百八二回  
国会六二

外国人登録法の一部を改正する法律案

第百八三回  
国会六三

国際緊急援助隊の派遣に関する法律案

第百八四回  
国会六四

精神衛生法等の一部を改正する法律案(修)

第百八一回  
国会八一

民法等の一部を改正する法律案

●本院継続(三件)(うち衆議院において前国会から継続二件)

九 抵当証券業の規制等に関する法律案(衆議院

送付)

第百八〇回  
国会三〇

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する

法律案(衆議院送付)

第百八一回  
国会三一

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案

(修)(衆議院送付)

●衆議院継続(八件)(いずれも衆議院において前国会から継

続)

第百八五回  
国会六五

厚生年金保険法等の一部を改正する法律案

第百八六回  
国会六六

職業安定法等の一部を改正する法律案

第百八五回  
国会八五

地方自治法の一部を改正する法律案

第百八〇回  
国会九〇

後天性免疫不全症候群の予防に関する法律案

第百八六回  
国会九六

刑事施設法案

第百八七回  
国会九七

刑事施設法施行法案

第百八八回  
国会九八 留置施設法案

第百八九回  
国会九八 海上保安庁の留置施設に関する法律案

●本院議員提出法律案(五件)(うち前国会から継続二件)

●本院継続(五件)

一 学校教育法及び教育職員免許法の一部を改正する法律案

二 女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律の一部を改正する法律案

三 育児休業法案

第百八二回  
国会二 宇宙開発基本法案

第百八三回  
国会三 国際開発協力基本法案

●衆議院議員提出法律案(二六件)(うち衆議院において前国会から継続一五件)

●両院通過(五件)(うち衆議院において前国会から継続三件)

一 電気工事法及び電気工事業の業務の適正化に関する法律の一部を改正する法律案

一一 台湾住民である戦没者の遺族等に対する弔慰

金等に関する法律案

第七回  
国会

流通食品への毒物の混入等の防止等に関する  
特別措置法案（修）

第八回  
国会

水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法  
の一部を改正する法律案

第八回  
国会

旅客鉄道株式会社が建設主体とされている新  
幹線鉄道の建設に関する事業の日本鉄道建設  
公団への引継ぎに関する法律案

●衆議院継続（一八件）（うち衆議院において前国会から継続

一二件）

二 水俣病問題総合調査法案

三 義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改  
正する法律案

四 学校教育法の一部を改正する法律案

五 学校教育法等の一部を改正する法律案

六 公立幼稚園の学級編制及び教職員定数の標準  
に関する法律案

七 公立の障害児教育諸学校の学級編制及び教職  
員定数の標準等に関する法律案

第七回  
国会

義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施

設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児

休業に関する法律の一部を改正する法律案

中水道の整備の促進に関する法律案

北海道旧土人保護法及び旭川市旧土人保護地  
処分法の一部を改正する法律案

本邦漁業者の漁業生産活動の確保に関する法

律案

法律案

雇用対策法の一部を改正する法律案

雇用保険法の一部を改正する法律案

雇用保険法に基づく失業給付等についての臨  
時特例に関する法律案

短期労働者及び短時間労働者の保護に関する  
法律案

海洋開発基本法案

法律案

海洋開発委員会設置法案

官公需についての中小企業者の受注の確保に  
関する法律の一部を改正する法律案

下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する  
法律案

第八回  
国会

法律案

●衆議院未了（三件）

八 外国人登録法の一部を改正する法律案

九 被抑留者等に対する特別給付金の支給に関する法律案

一〇 採卵養鶏業への農外大企業者等の進出の規制等に関する法律案

● 予算 (三件)

● 両院通過 (三件)

一 昭和六十二年一般会計補正予算 (第1号)

二 昭和六十二年特別会計補正予算 (特第1号)

三 昭和六十二年政府関係機関補正予算 (機第1号)

● 条約 (二件) (うち衆議院において前国会から継続一件)

● 両院通過 (二件)

一 政府調達に関する協定を改正する議定書の締結について承認を求めの件

第百八回  
国会 二  
所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とカナダ政

府との間の条約の締結について承認を求めの件

● 予備費等承諾を求めの件 (三件) (いずれも衆議院において前国会から継続)

● 衆議院継続 (三件)

○ 昭和六十一年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書 (その1) (第百八回国会提出)

○ 昭和六十一年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書 (その1) (第百八回国会提出)

○ 昭和六十一年度特別会計予算総則第十三条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書 (その1) (第百八回国会提出)

● 決算その他 (八件)

● 議決 (三件)

○ 昭和五十九年度一般会計歳入歳出決算、昭和五十九年度特別会計歳入歳出決算、昭和五十九年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和五十九年度政府関係機関決算書 (第百四回国会提出)



○昭和五十九年度国有財産増減及び現在額総計算書（第百四回国会提出）

○昭和五十九年度国有財産無償貸付状況総計算書（第百四回国会提出）

●継続（四件）

○昭和六十年年度一般会計歳入歳出決算、昭和六十年年度特別会計歳入歳出決算、昭和六十年年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和六十年年度政府関係機関決算書（第百八回国会提出）

○昭和六十年年度国有財産増減及び現在額総計算書（第百八回国会提出）

○昭和六十年年度国有財産無償貸付状況総計算書（第百八回国会提出）

○昭和六十一年度一般会計国庫債務負担行為総調書（その1）（第百八回国会提出）

●未了（一件）

○日本放送協会昭和六十年年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書（第百八回国会提出）

●決議案（一件）

●可決（二件）

一 日中国交正常化十五周年に当たり、日中友好関係の一層の増進に関する決議案

(3) 委員会別の成立した法律・条約等の要旨及び本会議における委員長報告（議案審議表付）

○内閣委員会

内閣提出法律案（二件）

（衆）は提出時の先議院

番号	件名	提出者	先議院	提出月日	参議院	衆議院	備考
108国会 30	防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案	角屋堅次郎君 （外四名） （六三、八二、八）	（衆）	六三、二二三	六三、八三三 継続審査	六三、七六六 可決 六三、八二七 可決 六三、八二六 可決	百八回国会 衆議院 百九回国会 六三、七三〇 衆本会議趣旨説明 八三三 参本会議趣旨説明
108国会 31	防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案	〃	〃	二二三	八三三 継続審査	七六六 修正 八二七 修正 八二六 修正	

衆議院議員提出法律案（二件）

番号	件名	提出者	提出月日	付月日	出月日	参議院	衆議院	備考
9	被抑留者等に対する特別給付金の支給に関する法律案	角屋堅次郎君 （外四名） （六三、八二、八）	六三、九四	六三、九四		六三、九四 （子）	六三、九四 未了	
11	台湾住民である戦没者の遺族等に対する弔慰金等に関する法律案	内閣委員長 （九一〇）	九一〇	六三、九一〇		九一〇 （子） 六三、九一八 可決 六三、九一八 可決	六三、九一〇 可決	

台湾住民である戦没者の遺族等に対する弔慰金等に関する法律案（衆第一一〇号）

要旨

本案の内容は次のとおりである。

一、この法律の趣旨

この法律は、人道的精神に基づき、台湾住民である戦没者の遺族等に対する弔慰金等に関し必要な事項を定めるものとする。

二、弔慰金または見舞金

(一) 政府は、台湾住民である日本の旧軍人もしくは旧軍属であつた戦没者等の遺族または台湾住民である日本の旧軍人もしくは旧軍属であつた戦傷病者で著しく重度の障害の状態にあるものもしくはその遺族に対する弔慰金または見舞金を支給するため、昭和六十三年からできるだけ速やかに必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(二) (一)の適用に関し必要な事項は、政令で定めるものとする。

三、二(一)により講ぜられた措置に基づき、日本赤十字社は、

台湾にある救護及び社会奉仕を業務とする機関を通じて

二(一)の弔慰金または見舞金を支給するものとする。

四、弔慰金及び見舞金の支給に関する取り決め

日本赤十字社は、二に規定する機関と二(一)の弔慰金及び見舞金の支給に関する取り決めを締結するものとする。

五、施行期日

この法律は、公布の日から施行するものとする。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、衆議院内閣委員長提出によるものでありまして、その内容は、人道的精神に基づき、台湾住民である日本の旧軍人もしくは旧軍属であつた戦没者等の遺族及び戦傷病者で著しく重度の障害の状態にある者に対する弔慰金または見舞金を支給するため、昭和六十三年からできるだけ速やかに必要な財政上の措置を講ずるものとし、その講ぜられた措置に基づき、日本赤十字社は、台湾にある救護及び社会奉仕を業務とする機関を通じて弔慰金または見舞金を支給するものとしてあります。

委員会におきましては、質疑、討論もなく採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本委員会におきましては、本法律案を可決すべきものと決定した後、各派共同提案になる次の決議を行いました。

台湾住民である戦没者の遺族等に対する弔慰金等に  
関する決議

政府は、「台湾住民である戦没者の遺族等に対する弔慰金等に関する法律」が制定された場合、同法の実施に当たっては、千九百七十二年九月二十九日に発出された日本国政府と中華人民共和国政府の共同声明及び千九百七十八年八月十二日に北京で署名された日本国と中華人民共和国との間の平和友好条約にある諸原則を遵守し、精神を尊重すべきである。特に同共同声明第二項（日本国政府は、中華人民共和国政府が中国の唯一の合法政府であることを承認する。）及び第三項（中華人民共和国政府は、台湾が中華人民共和国の領土の不可分の一部であることを重ねて表明する。日本国政府は、この中華人民共和国政府の立場を十分理解し、尊重し、ポツダム宣言第八項に基づく立場を堅持

する。）において表明された日本国政府の立場を堅持すべきである。

右決議する。

以上、申し添えます。

○地方行政委員会

内閣提出法律案（二件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院	衆議院	備考
5	地方税法の一部を改正する法律案	衆	六二、七三二	付託 六二、九四 可決 六二、九一九	付託 六二、八八 修正 六二、九二 修正 六二、九三	六二、八八 衆本会議趣旨説明 九四 参本会議趣旨説明
6	地方交付税法の一部を改正する法律案	〃	七三二	八二七 (予) 可決 九一九	八二八 可決 八二七	八二八 衆本会議趣旨説明

地方税法の一部を改正する法律案（閣法第五号）

要旨

本法律案は、社会経済情勢の変化等に即応した税制全般にわたる改革の一環として住民負担の軽減及び合理化等を行おうとするものであるが、衆議院において勤労者財産形成住宅貯蓄等に係る住民税の利子割を非課税とすること、利子割の改正の施行を昭和六十三年四月一日とすること等

の修正が行われており、その主な内容は次のとおりである。

一、個人の道府県民税及び市町村民税について、税率の累進構造の緩和を図るため、両税を合わせた最低税率を五％（現行四・五％）、最高税率を一六％（現行一八％）、税率の適用課税所得区分を七段階（現行十四段階）とする。

なお、これらの改正は昭和六十三年度及び六十四年度に実施する。

二、個人の道府県民税及び市町村民税について、昭和六十

三年度から基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額をそれぞれ二十八万円（現行二十六万円）に引き上げるほか、前年の合計所得金額が八百万円以下の者の配偶者について十四万円を限度（配偶者に所得がある場合に調整）とする配偶者特別控除を創設する。

三、道府県民税及び市町村民税について、昭和六十二年十月一日から昭和六十五年三月三十一日までの間に、個人が所有期間二年以下の超短期所有の土地等の譲渡をした場合、その事業所得等につき現行より重課する制度を設ける。

四、道府県民税において、昭和六十三年から老人、母子家庭、障害者、勤労者財産形成住宅貯蓄及び勤労者財産形成年金貯蓄に対する利子非課税制度に係るものを除く利子等及び金融類似商品の収益について利子割を設け、その税率を5%とするほか、個人に係る利子割額に相当する額の五分の三を都道府県から市町村に対し交付することとする。

五、事業税について、配偶者に係る白色申告者の事業専従者控除の控除限度額を昭和六十三年から六十万円（現行四十五万円）に引き上げる。

六、道府県たばこ消費税及び市町村たばこ消費税について、昭和六十一年度に講じられた税率等の特例措置を昭和六十三年三月三十一日まで延長する。

以上のほか、道府県民税及び市町村民税、電気税等において所要の措置を講じる。

なお、施行期日は、昭和六十三年度分及び六十四年度以後の年度分の道府県民税及び市町村民税の所得割の税率改正、基礎控除・配偶者控除・扶養控除の額の引き上げ、配偶者特別控除の創設、超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等の課税の特例、道府県民税利子割に関する改正等については昭和六十三年四月一日、道府県たばこ消費税及び市町村たばこ消費税の税率等の特例措置の延長については昭和六十二年十月一日である。

#### 委員長報告

次ページ参照

## 地方交付税法の一部を改正する法律案（閣法第六号）

### 要旨

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

一、昭和六十二年度分の地方交付税の総額は、地方交付税法第六条第二項の規定により算定した額（所得税、法人税及び酒税の収入見込額は一般会計の当初予算に計上された額とし、昭和六十一年度精算分のうち加算する額は五千七百六億円とする。）十兆二千二十六億八千七百万円に、交付税及び譲与税配付金特別会計剰余金の活用額五百十億円及び特例措置額三千三百七十七億八千万円を加算した額から借入金等利子充当分三千四百六十一億円を控除した額とする（以上の措置により、地方交付税の総額は、十兆二千三百九十三億六千七百万円となる。）。

二、基準財政需要額の算定方法を改正し、経常経費に係る国庫補助負担率の引き下げ等に伴い増加する経費に対し所要の財源を措置し、あわせて、生活保護基準の引き上げ、老人保健施策等高齢化への対応に係る経費の充実等福祉施策に要する経費、教職員定数の改善、教育施設の整備、私学助成等教育施策に要する経費、公園、清掃施

設、市町村道、下水道等住民の生活に直結する公共施設の整備及び維持管理に要する経費、消防救急対策、公害対策等に要する経費、地域の活性化の促進に要する経費、国際化への対応に要する経費の財源を措置するとともに、投資的経費について、地方債振替後の所要経費の財源を措置し、また、昭和六十二年の補正予算により増額された公共事業等に要する経費について所要の措置を講ずることとする。

### 委員長報告

ただいま議題となりました二法律案について、委員会における審査の経過及び結果を御報告いたします。

まず、地方交付税法の一部を改正する法律案は、当初予算に計上された地方交付税の総額を確保するとともに、補正予算に基づく追加公共事業等の実施のための一般財源所要額三千五百億円を地方交付税の総額として増額すること、後年度の総額についても所要の加算措置を講ずること、また、国庫補助負担率の引き下げ、生活保護基準の引き上げ、公共事業の追加等に伴って必要となる経費の財源を措置するため、基準財政需要額の算定方法を改正すること等を主

な内容とするものであります。

次に地方税法の一部を改正する法律案は、個人の住民税について中堅所得者層を中心とした負担の軽減合理化を図る観点から、税率構造の緩和、基礎控除額等の引き上げを行うとともに、配偶者特別控除の創設を行うこと、道府県民税において、老人等に対する利子非課税制度に係るものを除く利子等について利子割を設け、その税率を五%とするほか、個人に係る利子割額に相当する額の五分の三を都道府県から市町村に交付すること、道府県たばこ消費税及び市町村たばこ消費税の税率等の特例措置の延長を行うこと等を主な内容とするものであります。

委員会におきましては、政府の趣旨説明及び地方税法改正案について衆議院における修正の趣旨説明を聴取した後、以上両法律案を一括議題として審議をすすめ、地方交付税総額の安定確保、地方財政対策の補正措置、地方財政における公債費負担の増嵩問題、固定資産税の評価替えと負担調整、住民税の課税最低限と非課税限度額との関連等の諸問題について熱心な質疑が行われました。

質疑を終局し、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議及び民社党・国民連合共同提案による地方税法改正案に

対する修正案について、提案者を代表して佐藤委員より趣旨説明が行われました。

次いで、両法律案及び修正案を一括して討論に入りましてところ、日本社会党・護憲共同を代表して佐藤委員、公明党・国民会議を代表して片上委員、民社党・国民連合を代表して披山委員より、それぞれ地方交付税法改正案及び地方税法改正案に反対、修正案に賛成、自由民主党を代表して出口委員より地方交付税法改正案及び地方税法改正案に賛成、修正案に反対、日本共産党を代表して神谷委員より地方交付税法改正案、地方税法改正案及び修正案に反対の意見が述べられました。

討論を終わり、まず、地方交付税法改正案について採決を行いましたところ、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次いで、地方税法改正案について採決を行いましたところ、修正案は賛成少数をもって否決され、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両法律案に対し、それぞれ附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。



○法務委員会

内閣提出法律案（三件）

（衆）は提出時の先議院

番号	件名	先議院	提出日	付託委員会	議決委員会	本院議決	衆議院	衆議院	衆議院	備考
108国会 52	下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案	院議先	（衆） 六、三九	六、八五	可 六、九一	可 六、九四	付託委員会	議決委員会	議決委員会	百八回国会 衆議院 統
108国会 62	外国人登録法の一部を改正する法律案	〃	三、三六	九、九	可 九、八	可 九、八	七、六	可 九、四	可 九、四	
108国会 81	民法等の一部を改正する法律案	〃	三、三六	八、二七	可 九、一〇	可 九、一八	七、六	可 八、五	可 八、七	

衆議院議員提出法律案（一件）

番号	件名	提出者	予備送付月日	本院へ提出月日	付託委員会	議決委員会	本院議決	衆議院	衆議院	備考
8	外国人登録法の一部を改正する法律案	坂上富男君 （月 日） 外 四 名 （六、八三）	六、八三		付託委員会 （子） 六、八三	議決委員会	本院議決	付託委員会	議決委員会	未了

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案（第八八回国会閣法第五二号）

### 要旨

本法律案は、簡易裁判所設立後の社会事情の変化にかんがみ、その配置を適正化し、その機能の充実、強化を図るため簡易裁判所の新設、廃止及び管轄区域の変更を行うとともに、市町村の廃置分合等に伴い必要とされる整理をしようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、人口の増加等により相当数の事件が見込まれる町田市及び所沢市に簡易裁判所を新設する。

- 二、事件数が著しく減少している小規模簡易裁判所については、三崎簡易裁判所ほか百庁の簡易裁判所を廃止し統合する。

- 三、東京、大阪、名古屋及び北九州の大都市地域に存する簡易裁判所については、裁判所の人的、物的な執務態勢を強化するため、これらの各都市に所在する十七庁の簡易裁判所を廃止し統合する。

- 四、裁判所法三十八条に基づく事務の移転により、全く事務を取り扱っていない五日市簡易裁判所ほか二十庁の簡

易裁判所を廃止する。

- 五、交通の利便等にかんがみ、新島簡易裁判所ほか八庁の簡易裁判所の管轄区域の一部を他の簡易裁判所の管轄区域に変更する。

- 六、市町村の廃置分合等に伴い、市町村名の変更等所要の整理をする。

- 七、この法律は、簡易裁判所の新設並びに東京、大阪及び名古屋の各都市の簡易裁判所の統合については政令で定める日から、その他については昭和六十三年五月一日から施行する。

### 委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、簡易裁判所設立後の社会事情の変化にかんがみ、その配置を適正化し、その機能の充実、強化を図るため簡易裁判所の新設、廃止、管轄区域の変更等を行うものとして、その主な内容は次のとおりであります。

第一に、町田簡易裁判所及び所沢簡易裁判所を新設する

こと、第二に、五日市簡易裁判所ほか二十庁の事務を取り扱っていない簡易裁判所を廃止し、三崎簡易裁判所ほか百庁の小規模簡易裁判所及び大都市地域に所在する十七庁の簡易裁判所を廃止し統合すること、第三に、新島簡易裁判所ほか八庁の簡易裁判所の管轄区域の変更及び市町村の廃置分合等に伴う所要の整理を行うことであります。

委員会におきましては、簡易裁判所の理念、統廃合の基準のたて方、受付事務のあり方、統廃合される地域における今後の事件処理の方法及び大都市地域に存する簡易裁判所の一律一庁化等につきまして質疑が重ねられましたほか、参考人の意見を聴取するなど慎重に審査を行いました。その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本社会党・護憲共同を代表して一井委員より、日本共産党を代表して橋本理事より、それぞれ本法律案について反対の意見が表明されました。

次いで、採決の結果、本法律案は賛成多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、守住理事より、簡易裁判所の機能の一層の充実、強化を図ること等を内容とする自由民主

党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、日本共産党、民社党・国民連合及び西川委員共同提案に係る附帯決議案が提出され、全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

外国人登録法の一部を改正する法律案（第百八回国会閣法第六二号）

#### 要旨

本法律案は、外国人登録制度の適正化及び合理化を図るためのものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、登録等の申請をする場合における指紋の押なつを原則として最初の申請の場合に限ることとし、登録されている者と当該申請に係る者との同一性が指紋によらなければ確認できないとき等特に指紋の再押なつを命じられたときを除き、重ねて指紋を押なつすることを要しない。

なお、押すべき指紋は、登録原票及び指紋原紙に押せば足り、登録証明書には指紋を転写する。

二、登録証明書をラミネート・カード型のものに改めるこ

とを前提に、所要の規定を整備する。

三、新規登録を受けた者または前回確認を受けた者は、新規登録を受けた日等の後の五回目の誕生日から三十日以内に確認申請を行わなければならないものとし、在留の資格が確認されていない者及び在留期間が一年未満である等のため指紋を押していない者については、新規登録等を受けた日から一年以上五年未満の範囲内において短縮することができる。

四、この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

#### 委員長報告

次ページ参照

民法等の一部を改正する法律案（第百八回国会閣法第八一号）

#### 要旨

本法律案は、養父母との間に実の親子と同様な強固で安定した親子関係を成立させる特別養子制度を新設するとともに、従来の養子制度の改善を図ろうとするものであつて、

その主な内容は次のとおりである。

#### 一、特別養子制度

1 特別養子縁組は、実親による監護が著しく困難または不相当であることその他特別の事情のある六歳未満の子について、家庭裁判所が、養親となる者の六カ月以上の期間の監護状況を考慮して、子の利益のため特に必要のあると認めるときに、審判により成立させる。

2 養親となることのできる者は、二十五歳以上の夫婦とする。

3 縁組の請求は、養親となる者がするものとし、実親の同意を要するものとする。

4 縁組の成立により、特別養子は養親の嫡出子としての地位を取得し、特別養子と実親及びその血族との親族関係は、婚姻障害を除き、終了する。

5 離縁は、特別の場合を除き、することができない。

6 特別養子の戸籍については、養子について新戸籍を編成した後、同戸籍から養親の戸籍に入籍させる。

#### 二、従来の養子制度の改正

1 夫婦の一方でも、養子が未成年者である場合を除き、配偶者の同意を得て、単独で縁組をすることができる。

2 父または母が氏を改めたことにより子が婚姻中の父母と氏を異にするときは、子は家庭裁判所の許可を得ないでその父母の氏を称することができる。

三、この法律は、昭和六十三年一月一日から施行する。

#### 委員長報告

ただいま議題となりました二法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

まず、民法等の一部を改正する法律案は、養子制度の充実等を図るため、従来の養子制度のほかに、子の利益のため特に必要がある場合において、家庭裁判所が、審判により、婚姻障害を除き実親側との親族関係を終了させて、養父母との間に強固で安定した親子関係を成立させる特別養子制度を新設するとともに、従来の養子制度についても、配偶者のある者が縁組をする要件を緩和し、あわせて、親族関係の変更に伴う氏の変更に關する規定の整備等を行うものとしております。

委員会におきましては、特別養子制度新設の趣旨、特別養子縁組における実親の同意、実の親子関係の断絶、従来の養子制度における夫婦共同縁組要件の緩和等につきまし

て質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終わりましたところ、別に討論もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、外国人登録法の一部を改正する法律案は、外国人登録制度の適正化及び合理化を図るため、登録等の申請をする場合における指紋の押なつは原則として最初の申請の場合に限るとともに、在留の資格が確認されていない者等について市町村長による登録事項の確認の期間を短縮することができるとし、あわせて登録証明書の引きかえ交付及び代理受領に關する規定の整備等を行うものとしております。

委員会におきましては、指紋押なつ制度の必要性・合理性、登録証常時携帯義務規定の運用、罰則の妥当性等につきまして質疑が重ねられましたほか、参考人の意見を聴取するなど慎重に審査を行いました。その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終わりに、討論に入りましたところ、日本社会党・護憲共同を代表して矢田部委員より、公明党・国民会議を

代表して猪熊理事より、日本共産党を代表して橋本理事より、それぞれ本法律案について反対の意見が表明されました。

次いで、採決の結果、本法律案は賛成多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、守住理事より、外国人登録制度のあり方についての検討、法運用に当たつての配慮等を内容とする自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、日本共産党、民社党・国民連合及び西川委員共同提案に係る附帯決議案が提出され、全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。



本院議員提出法律案（一件）

108 3 国会	番号 件 名	提出者 (月 日) 中西珠子君 外 二 名 (六、五三)	予備送 付月日	衆へ提 出月日	参 議 院	衆 議 院	備 考
	国際開発協力基本法案				付 託 議 決 議 決 議	付 託 議 決 議 決 議	
					六、五三	繼 統 審 査	

政府調達に関する協定を改正する議定書の締結について承認を求めの件（閣条第一号）

要旨

政府調達に関する協定は、「関税及び貿易に関する一般協定」（ガット）の下で行われた東京ラウンドの成果の一つであり、政府調達に係る法令等について、他の締約国の産品及び供給者に対し内国民待遇及び無差別待遇を与え、また、協定の適用される政府調達について原則として公開入札または選択入札手続をとることを内容としている。我が国は、昭和五十五年四月に同協定を受諾している。

この改正議定書は、同協定の規定に基づき設置された政

府調達に関する委員会において、政府調達手続の透明性を一層高め、国際的な競争の機会を増大させることが望ましいとの認識の下に交渉が行われた結果、本年二月に作成されたものであり、主な内容は次のとおりである。

- 一、産品の購入による政府調達に加えて、産品の借り入れによる政府調達を協定の適用範囲に含める。
- 二、協定の適用を受ける調達契約の最低価額を十五万特別引出権（S D R）から十三万特別引出権（約二千四百四十万円）に引き下げる。
- 三、先進締約国が開発途上締約国の要請に応じて与える技術援助に、ガットの公用語（英語、仏語、スペイン語）を用いて資格の審査書類及び入札書を翻訳することを含



める。

四、調達機関は、特定の調達の仕様の準備に利用し得る助言を当該調達に商業上の利益を有する可能性のある企業に対し求めまたは当該企業から受けてはならない。

五、入札書の提出期限を、調達計画の公示または入札の招請状の発出後「三十日」以上から、「四十日」以上に延長する。

六、落札者の決定は、入札説明書に記載された落札基準及び基本的要件に従って行う。

七、落札に係る情報は、適当な出版物により落札の決定の後六十日以内に公示する。

八、落札者とされなかつた入札者に対して落札に係る情報を通知する。

#### 委員長報告

次ページ参照

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とカナダ政府との間の条約の締結について承認を求めるの件（第百八回国会閣条第二号）

#### 要旨

我が国とカナダとの間には一九六四年（昭和三十九年）九月に署名された租税条約があるが、一九八四年（昭和五十九年）二月にカナダ側より改正の提案があつたのを機に、OECDモデル条約等を踏まえて同条約を全面的に改正することとし、交渉が行われた結果、昨年五月七日に東京においてこの条約の署名が行われたものであつて、主な内容は次のとおりである。

- 一、事業所得については、企業が相手国内に支店等の恒久的施設を有する場合に限り、かつ、当該恒久的施設に帰せられる所得についてのみ相手国において課税される。
- 二、船舶または航空機を国際運輸に運用することにより生ずる所得については、相手国の租税が免除される。
- 三、配当、利子及び使用料については、源泉地国の税率が制限される。
- 四、短期滞在者、学生、事業修習者の所得については、一

定の条件の下に滞在地国の租税が免除される。

五、文化交流のための両国政府間の特別の計画に基づく活動による芸能人等の所得については、相手国の租税が免除される。

六、二重課税の排除の方法は、我が国においては、外国税額控除方式とし、カナダにおいては、外国子会社からの配当については外国所得免除方式、それ以外の所得については外国税額控除方式とする。

#### 委員長報告

ただいま議題となりました条約二件につきまして、外務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、「カナダとの租税条約」は、現行条約を全面改正するものでありまして、事業所得に対する相手国の課税基準、投資所得に対する源泉地国の課税軽減、二重課税の排除方法等について規定しております。

次に、「政府調達協定の改正議定書」は、現行協定について、政府調達の適用範囲の拡大、入札手続の改善、落札に係る情報の公示等の改正を加えるものであります。

委員会における質疑の詳細は、会議録によつて御承知願

います。

昨二十七日質疑を終え、討論に入りましたところ、日本共産党の立木委員より、両件について反対する旨の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、両件はいずれも多数をもつて承認すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

国際緊急援助隊の派遣に関する法律案（第百八回国会閣法第六三号）

#### 要旨

この法律案は、海外の地域、特に開発途上にある海外の地域における大規模な災害に対し、緊急の援助活動を行う人員を国際緊急援助隊として派遣するに当たつての根拠、手続等を明確にすることにより、国際緊急援助体制を整備し、もつて国際協力の推進に寄与することを目的とするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、国際緊急援助隊は、(一)救助活動、(二)防疫活動を含む医療活動、(三)災害応急対策及び災害復旧のための活動を行

うことを任務とする。

二、海外の地域、特に開発途上にある海外の地域において大規模な災害が発生し、被災国政府等より国際緊急援助隊の派遣要請があつた場合、外務大臣は、派遣が適当であると認めるときは、関係行政機関（警察庁等十六省庁）の長及び国家公安委員会と協議を行う。

三、協議に基づき、関係行政機関の長は、その職員に国際緊急援助活動を行わせることができる。

四、協議に基づく国家公安委員会の指示を受けた都道府県警察は、その職員に国際緊急援助活動を行わせることができる。

五、協議に基づく消防庁長官の要請を受けた市町村（東京都及び市町村の消防の一部事務組合を含む。）は、その消防機関の職員に国際緊急援助活動を行わせることができる。

六、外務大臣は、国際協力事業団に対し、国、地方公共団体の職員その他の人員を国際緊急援助隊として派遣するよう命ずることができる。

七、国際緊急援助隊は、外務大臣の調整の下に、被災国政府等の要請を十分に尊重して活動しなければならない。

八、国際緊急援助隊の派遣及びこれに必要な業務は、国際協力事業団が行う。

#### 委員長報告

ただいま議題となりました国際緊急援助隊の派遣に関する法律案につきまして、外務委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

この法律案は、我が国が進めてまいりました国際緊急援助体制を一層整備するため、海外の地域、特に開発途上地域における大規模な災害に対し、国際緊急援助隊を派遣するに当たつての根拠、手続等を明確にしようとするものであります。援助隊の任務、派遣に当たつての外務大臣と関係行政機関の長との協議、都道府県警察、市町村消防等の援助隊への協力、国際協力事業団による援助隊の派遣等の措置について規定しております。

委員会におきましては、国際緊急援助活動の充実、援助隊への自衛隊の参加問題、援助隊の派遣と国際紛争との関係、援助活動参加者の補償問題等について質疑が行われましたが、詳細は会議録によつて御承知願います。

昨二十五日質疑を終え、別に討論もなく、採決の結果、

本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本案に対し、国際緊急援助体制の一層の整備充実、援助活動参加者の安全確保と災害補償に対する配慮、国際緊急援助活動の当委員会への報告等について、政府の配慮を要請する附帯決議案が、自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、民社党・国民連合、新政クラブ各会派の共同提案として提出され、全会一致をもつて委員会の決議とすることに決定いたしましたので申し添えます。

以上、御報告申し上げます。

○大蔵委員会

内閣提出法律案（四件）

番号	件名	院議先	提出月日	参議院 委員会 託議決 委員会 議決 本院 議決	衆議院 委員会 託議決 委員会 議決 本院 議決	備考
1	日本電信電話株式会社株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法案	衆	三、七六	三、八三 可 三、八七 決 三、八二 可 三、八二 決	三、七二 可 三、八二 決 三、八二 可 三、八二 決	衆本会議趣旨説明 三、七二 衆本会議趣旨説明 三、七二
2	日本電信電話株式会社株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法の実施のための関係法律の整備に関する法律案	〃	七六	八三 可 八七 決 八二 可 八二 決	七二 可 八二 決 八二 可 八二 決	衆本会議趣旨説明 三、八二 衆本会議趣旨説明 三、八二
4	所得税法等の一部を改正する法律案	〃	七三	九四 可 九二 決 九二 可 九二 決	八八 修 九二 正 九三 修 正	衆本会議趣旨説明 三、八二 衆本会議趣旨説明 三、八二
9	抵当証券業の規制等に関する法律案	〃	九四	九九 (予) 継 統 審 査	九四 可 九九 決 九二 可 九二 決	

日本電信電話株式会社株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法案（閣法第一号）

本法律案は、日本電信電話株式会社株式の売り払い収入による国債整理基金の資金の一部を運用し、社会資本の整備の促進を図るため、国の無利子の貸付制度を創設することとし、そのための必要な事項を定めようとするもので

ある。

その主な内容は次のとおりである。

一、国の無利子貸し付け

国は、当分の間、次の三つのタイプの事業を対象とした無利子貸付制度を創設することとする。

(1) 地方公共団体以外の者が、国の負担・補助を受けずに実施する公共の用に供する施設を整備する事業その他の公共的な建設の事業（以下「公共的建設事業」という。）のうち、当該事業による収益をもつて、その事業に要する費用を支弁することができる認められるもの。

(2) 地方公共団体等が実施する公共的建設事業のうち、一定の区域の整備・開発の事業の一環として一体的かつ緊急に実施する必要があるもの。

(3) 地方公共団体の出資・拠出に係るいわゆる第三セクター方式の法人が行う民間の活力を活用した一定の事業で、それにより整備される施設がその周辺地域に適切な経済効果を及ぼすと認められるもの。

なお、(3)については、当該資金を日本開発銀行、北海道東北開発公庫、沖縄振興開発金融公庫を通じて資金の

貸し付けを行うこととする。

二、無利子貸し付け対象事業に係る国の負担金等の交付

(2)のタイプの事業に充てる資金を地方公共団体等に無利子で貸し付けた場合には、当該対象事業に係る国の負担・補助については、貸付金の償還時において行う。

なお、(2)のタイプの事業における無利子貸付金について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の規定を準用する等を定めることとする。

三、繰入規定

無利子貸付金の資金は、国債整理基金特別会計から一般会計を通じて産業投資特別会計に新たに設ける社会資本整備勘定に繰り入れることができることとする。

四、本改正による予算措置

昭和六十二年一般会計補正予算において国債整理基金特別会計から四千五百八十億円を受け入れることとし、同金額に事務費千七百七十八万円を加えた金額を産業投資特別会計社会資本整備勘定に繰り入れることとしている。

委員長報告

ただいま議題となりました両法律案につきまして、大蔵

委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法案は、日本電信電話株式会社の株式の売払収入による国債整理基金の資金の一部を活用し、社会資本の整備の促進を図るため、国の無利子貸付制度を創設するとともに、その財源措置その他、同制度の運用に関し、所要の規定を設けようとするものであります。

次に、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法の実施のための関係法律の整備に関する法律案は、先に申し述べました特別措置法に定める措置を実施するために必要な関係法律の整備を図るため、奄美群島振興開発特別措置法等四十五法律について所要の規定の整備を行おうとするものであります。

委員会におきましては、両案を一括して議題とし、質疑を行いましたところ、本資金の活用のあり方として、無利子貸付制度によつて社会資本整備を促進することの妥当性、特例公債の現行六十年償還ルール圧縮の必要性及び所得税減税財源に充当することの可否の問題が、また、現在の歳

しい財政事情からみた六十五年度を目標とする財政再建計画の意義等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、両法律案について討論に入りましたところ、日本社会党・護憲共同を代表して赤桐操理事、公明党・国民会議を代表して多田省吾理事、日本共産党を代表して近藤忠孝委員よりそれぞれ反対、自由民主党を代表して大浜方栄理事より賛成する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、両法律案を順次採決の結果、いずれも多数をもつて、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両法律案に対し、昭和六十三年以降の日本電信電話株式会社の株式の売り払い収入の活用にあつては、諸般の要請に応え、その効果が広く国民に均てんするよう配慮すること等、五項目にわたる附帯決議が付されました。以上、御報告申し上げます。

日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法の実施のための関係法律の整備に関する法律案（閣法第二号）

#### 要旨

本法律案は、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（以下「社会資本整備特別措置法」という。）に定める国の無利子貸付制度を創設するため、港湾法等関係法律四十五本について所要の改正を行うものである。

その主な内容は次のとおりである。

#### 一、収益を生ずる公共的建設事業

国は、当分の間、地方道路公社等に対して、収益を生ずる公共事業（社会資本整備特別措置法第二条第一項第一号に該当する事業）に要する費用に充てる資金として、道路整備特別措置法等関係三法律を改正し、それぞれに無利子で貸し付けができる制度を設ける。

#### 二、通常の公共的建設事業

国は、当分の間、地方公共団体等に対し、国の負担または補助に係る通常の公共事業（社会資本整備特別措置

法第二条第一項第二号に該当する事業）に要する費用に充てる資金として、港湾法等関係三十三法律を改正し、予算の範囲内において、当該事業に係る国の負担金または補助金に相当する金額を無利子で貸し付けることができる制度をそれぞれの法律に設ける。

なお、当該貸し付けの対象である事業に係る国の負担または補助については、その貸付金の償還時において、償還金相当金額を補助金として交付することにより行うものとする。

#### 三、公共的民活建設事業

北海道東北開発公庫法、沖縄振興開発金融公庫法及び日本開発銀行法を改正し、これらの法律に基づく金融機関が、当分の間、いわゆる第三セクター方式で行う民活事業（社会資本整備特別措置法第三条第一項に該当する事業）に要する資金として貸し付けを行うときは、当該第三セクターに対し無利子で貸し付けることができる制度を設ける。

#### 四、その他

前記一及び二に該当する事業への無利子の貸し付けに関する経理を行う道路整備特別会計法等六特別会計（産



業投資特別会計を除く。の經理に係る規定の整備を行う。

なお、この法律は、公布の日から施行し、道路整備特別会計等六特別会計に係る法律の改正規定は昭和六十二年年度の予算から適用する。

#### 委員長報告

四六ページ参照

#### 所得税法等の一部を改正する法律案（閣法第四号）

#### 要旨

本法律案は、所得課税の負担軽減及び合理化とその財源措置の観点をも踏まえ、内外の社会経済情勢の変化等に即応して早急に実施すべき措置を講ずるため、所得税法、たばこ消費税法、取引所得税法、有価証券取引税法、国税通則法、租税特別措置法等の一部を改正しようとするものである。

なお、衆議院において、所得税の最低税率の適用対象所得の範囲の拡大等の修正が行われている。

改正案の主な内容は次のとおりである。

#### 一、所得税負担の軽減・合理化

1 中堅所得者層の税負担の状況にかんがみ、最低税率の適用対象所得区分の上限を、現行五十万円から百五十万円（政府原案は百二十万円）に引き上げるとともに、税率適用区分を現行十五段階から十二段階（政府原案は十三段階）とするほか、新たに十六万五千円の配偶者特別控除を設ける。

2 給与所得者について、特定支出の額が給与所得控除額を超える場合には、申告により、その超える部分を控除することができることとする。

3 老年者控除を五十万円（現行二十五万円）に引き上げるとともに、公的年金等に対する課税について、老年者年金特別控除及び給与所得控除の適用にかえ、新たに公的年金等控除を設ける。

#### 二、利子課税等の見直し

1 少額貯蓄非課税制度、郵便貯金非課税制度及び少額公債の利子非課税制度を、老人等に対する利子非課税制度に改組することとし、これら以外の利子所得に対しては源泉分離課税（税率は一五％）を行うこととする。

2 勤労者財産形成（年金）貯蓄に対する非課税制度を、住宅及び年金にかかわる貯蓄契約に限定し、一般の財形貯蓄の利子等に対しては源泉分離課税（税率は一五％）を行う（政府原案は、住宅・年金両貯蓄契約の利子等に対し三・七五％）。

3 利子所得に対する所得税の課税のあり方については、総合課税への移行問題を含め、必要に応じ、この法律の施行後五年を経過した場合において見直しを行うものとする（衆議院修正により追加）。

### 三、資産性所得に対する課税の適正化

1 土地税制について、時限的措置として、所有期間二年以下の土地等を譲渡した場合の譲渡益に対する重課の特例等を設けるとともに、所有期間が五年を超える一定の土地等を譲渡した場合の譲渡所得を長期譲渡所得とする等の措置を講ずる。

2 有価証券の譲渡益課税について、先物取引による所得をその課税対象に加える（継続取引の基準となる現行の「売買回数五十回以上かつ売買株数二十万株以上」の基準を「三十回以上かつ十二万株以上」とする改正は政令で定める。）。

### 四、間接税等その他の改正

たばこ消費税については、税率等の特例措置の適用期限の延長、取引所税及び有価証券取引税については、税率の見直しをそれぞれ行うほか、土地に関する所有権の移転登記等に対する登録免許税の負担強化、各種加算税の割合の引き上げ等、所要の措置を講ずる。

### 五、施行期日

本法律は、原則として昭和六十二年十月一日から施行することとしているが、給与所得者の特定支出の控除の特例の創設、公的年金等の課税に関する改正等については昭和六十三年一月一日から、利子課税の改正は同年四月一日（政府原案は同年一月一日）から、それぞれ施行する等、改正内容にあわせて施行期日を定めている。

なお、本法律施行に伴う昭和六十二年度の所得税減税の総額は、一兆五千四百億円である。

### 委員長報告

ただいま議題となりました所得税法等の一部を改正する法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、国税に関する制度全般にわたる改革の必要性にかんがみ、その一環として、所得課税の負担軽減及び合理化とその財源措置をも踏まえ、内外の社会経済情勢の変化等に即応して早急に実施すべき措置を講ずるため、所得税法を初めとしてたばこ消費税法、取引所税法、有価証券取引税法、租税特別措置法等の一部を改正しようとするものであります。

委員会におきましては、所得税の税率構造見直しの妥当性、マル優等非課税貯蓄制度の見直しを本改正案に織り込んだ理由、マル優等の適用対象となる老人の範囲を、六十五歳以上から六十歳以上に拡大することの必要性、原則として総合課税とされている利子所得を一律分離課税とすることの当否、有価証券のキャピタルゲインを原則課税化するための所得捕捉体制確立の必要性、土地税制改正による地価高騰抑制の効果等について総理、大蔵大臣並びに係当局に対して質疑が行われたほか、参考人より意見を聴取いたしました。その詳細は会議録に譲ります。

本法律案に対する質疑を終了いたしましたところ、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、民社党・国民連合の各派共同提案に係る利子非課税制度の対象となる老人

の範囲を拡大すること等を内容とする修正案が提出されました。

本修正案は、予算を伴うものであり、政府としては賛成いたしかねる旨の意見が述べられました。

次いで、原案及び修正案を一括して討論に入りましたところ、日本社会党・護憲共同を代表して鈴木和美委員より、公明党・国民会議を代表して多田省吾理事より、民社党・国民連合を代表して栗林卓司委員より、それぞれ修正案に賛成、原案に反対、日本共産党を代表して近藤忠孝委員より、修正案及び原案に反対、自由民主党を代表して大浜方栄理事より、修正案に反対、原案に賛成する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、修正案及び原案を順次採決の結果、修正案は賛成少数をもつて否決、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。



衆議院議員提出法律案（五件）

番号	件名	提出者 (月 日)	予備送付月日	本院へ提出月日	参議院 付託 議決	衆議院 付託 議決	備考
3	義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律案	沢藤礼次郎君 外一名 (キ、七〇〇)	六、八六		六、八六 (予)	六、八六 続 審 査	
4	学校教育法の一部を改正する法律案	佐藤徳雄君 外一名 (七〇〇)	八六		八六 (予)	八六 続 審 査	
5	学校教育法等の一部を改正する法律案	中西績介君 外一名 (七〇〇)	八六		八六 (予)	八六 続 審 査	
6	公立幼稚園の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律案	中西績介君 外一名 (七〇〇)	八六		八六 (予)	八六 続 審 査	
7	公立の障害児教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準等に関する法律案	馬場昇君 外一名 (七〇〇)	八六		八六 (予)	八六 続 審 査	

学校教育法及び私立学校法の一部を改正する法律案（第百八回国会閣法第四〇号）

要旨

本法律案は、臨時教育審議会の答申を踏まえ、高等教育の改革を推進するため、文部省に、高等教育に関する基本的事項を調査審議する大学審議会を新設するとともに、既設の大学設置審議会及び私立大学審議会を再編統合し、大

学（高等専門学校を含む。以下同じ。）の設置認可等を総合的に調査審議する大学設置・学校法人審議会を設置しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、大学審議会関係（学校教育法の一部改正）

- 1 大学の設置基準及び学位に関する事項を定める場合、文部大臣は大学審議会に諮問しなければならないこと。
- 2 文部大臣の諮問に応じ、前記1の事項及び大学に関する基本的事項を調査審議するとともに、必要に応じ文部大臣に勧告することができること。
- 3 文部大臣が内閣の承認を経て任命する二十人以内の委員で組織すること。

二、大学設置・学校法人審議会関係（学校教育法及び私立学校法の一部改正）

- 1 大学の設置認可を行う場合、文部大臣は大学設置・学校法人審議会に諮問しなければならないこと。
- 2 私立大学の廃止、学校法人に係る寄附行為の認可等を行う場合、文部大臣は大学設置・学校法人審議会の意見を聴かなければならないこと。
- 3 前記1及び2の事項等、学校教育法、私立学校法及び私立学校振興助成法の規定によりその権限に属する

事項を調査審議するとともに、文部大臣に建議することができること。

- 4 大学及び学校法人の関係者並びに学識経験者のうちから文部大臣が任命する六十五人以内の委員で組織するとともに、大学設置分科会及び学校法人分科会を置くこと。
- 5 私立大学審議会を廃止するとともに、大学設置・学校法人審議会に置かれる学校法人分科会の組織の基準等を定めること。

なお、衆議院において、この法律の施行期日を公布の日  
に改める修正が行われた。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、文教委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、臨時教育審議会の答申を踏まえ、高等教育の改革を積極的に推進するため、文部省に、大学に関する基本的事項を調査審議する大学審議会を新設するとともに、既設の大学設置審議会及び私立大学審議会を再編統合して、大学の設置認可等について調査審議する大学設置・学校法

人審議会を設置しようとするものであります。

なお、衆議院において、施行期日についての修正が行われております。

委員会におきましては、中央教育審議会との関係、大学自治の尊重、委員の構成と運営のあり方、私学の自主性尊重の必要性などについて熱心な質疑が行われるとともに、参考人の意見を聴取いたしました。その詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

次いで、質疑を終局することを決定いたしました。

討論に入りましたところ、日本社会党・護憲共同を代表して久保委員より反対の討論が、自由民主党を代表して林委員より賛成の討論が、日本共産党を代表して佐藤委員より反対の討論が、それぞれ行われました。

採決の結果、本法律案は、多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、四項目からなる附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。





108 64 国会	精神衛生法等の一部を改正する法律案	"	三二六	九二〇	可 九一八 決 可 九一八 決	七六 修	九二〇 正 修	九二〇 正	百八回国会 衆議院 百九回国会 衆議院 衆本会議趣旨説明	七六 統
--------------	-------------------	---	-----	-----	--------------------------------	---------	---------------	----------	--	---------

本院議員提出法律案（一件）

3	番号	件名	提出者 (月 日)	予備送衆へ提 付月日	出月日	参議院 委員会 託議決 議決 議決	衆議院 委員会 託議決 議決 議決	備考
		育児休業法案	糸久八重子君 外 六 名 (六二、八二五)	六二、八三二		六二、八二五 継 統 審 査	六二、八三二 (予)	

勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律案（閣法第七号）

要旨

本法律案は、最近における社会経済情勢にかんがみ、勤労者の財産形成を一層促進するため、勤労者財産形成住宅貯蓄制度を創設するとともに、勤労者財産形成貯蓄制度の改善を図る等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである（「勤労者財産形成」は、以下「財形」

という。）。

一、財形住宅貯蓄制度の創設

1 財形住宅貯蓄契約とは、五十五歳未満の勤労者が締結した次の契約をいうものとする。

(1) 金融機関等との預貯金等に関する契約

- ① 五年以上、定期に、金銭の払い込みをすること。また、金銭の払い込みは、事業主が賃金から控除して行うか、勤労者が財形給付金等によつて行う

こと。

② 預貯金等（利子等を含む。）は、住宅の取得の時の頭金等の支払い等の場合を除き、払い出し等をしてしないこと。

③ 住宅の取得対価から頭金を控除した残額の支払い等は、事業主等から貸し付けを受けて支払う方法等により支払うことを予定している旨が明らかにされていること。

(2) 生命保険会社等または損害保険会社との生命保険契約等または損害保険契約

① (1)の①、③の要件を満たすこと。

② 保険金等の支払いは、住宅の取得の時の頭金等の支払いのほか、災害等により死亡した場合に限り行われ、その保険金等の額は、所定額以下であること。

③ 被保険者とその者が保険期間の満了の日に生存しているときの保険金受取人または満期返戻金受取人などが、同一人であること。

2 財形住宅貯蓄契約は、勤労者一人が一契約に限り締結できること。

二、転職等をした場合の継続措置の拡充

勤労者が転職等をした場合に、現在同一の取扱金融機関等のみで認められている財形貯蓄の継続措置を、すべての金融機関間で認められるよう、その拡充を図ること。

三、財形貯蓄契約等の範囲の拡大

財形貯蓄契約等の範囲に損害保険契約を加えること等の規定の整備を行うこと。

四、財形年金貯蓄契約等に係る課税の特例

財形年金貯蓄契約及び財形住宅貯蓄契約並びに財形給付金等について、所得税及び都道府県民税の課税上の特別措置を講ずること。

五、施行期日

この法律は、昭和六十三年四月一日から施行すること（衆議院修正）。ただし、六は昭和六十二年十月一日から施行すること。

六、財形貯蓄契約等に係る経過措置

施行日前に財形貯蓄契約を締結している勤労者は、昭和六十二年十月一日から一定の日までの間に、当該契約を財形年金貯蓄契約または財形住宅貯蓄契約に変更する契約を締結することができること。

## 委員長報告

ただいま議題となりました勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律案につきまして、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法律案の主な内容は、住宅取得を目的とする財形住宅貯蓄制度の創設、転職等の際の財形貯蓄の継続措置の拡充、財形年金貯蓄と住宅貯蓄についての所得税及び都道府県民税の課税上の特別措置等であります。

委員会におきましては、財形持家融資の実施状況、財形貯蓄の利子非課税措置等の諸問題について、質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終了し、本法律案について、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議及び民社党・国民連合を代表して、中野鉄道理事から、修正案が提出されました。

次いで、討論に入りましたところ、日本社会党・護憲共同より原案に反対し、修正案に賛成、自由民主党より、原案に賛成し、修正案に反対、日本共産党より原案並びに修正案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、修正案は賛成少数をもつて否決され、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべき

ものと決しました。

なお、本法律案に対し、附帯決議が全会一致をもつて付されております。

以上、御報告申し上げます。

国立病院等の再編成に伴う特別措置に関する法律案（第七回国会閣法第一一号）

## 要旨

本法律案は、国立病院等（国立病院または国立療養所をいう。以下同じ。）の再編成の円滑な実施を図るとともに、再編成に伴い、引き続き地域の医療を確保するため、国立病院等の用に供されている資産の譲渡等に関する特別措置を講ずるものである。

なお、衆議院において、地方公共団体以外の公的医療機関の開設者等に対する資産の譲渡の割引率について引き上げの修正がなされている。

本法律案の主な内容は次のとおりである。

### 一、移譲に係る資産の譲渡の特例

国は、医療法第三十一条に規定する者その他政令で定

める者（以下「公的医療機関の開設者等」という。）が国立病院等の移譲（医療機関の資産の譲渡で、当該医療機関の職員が、資産の譲渡を受けた医療機関の職員となることを伴うものうち、政令で定める要件に該当するもの）を受け、引き続きその者の開設する医療機関として経営しようとするときは、当該国立病院等の資産を、地方公共団体に対しては無償で、地方公共団体以外の者に対しては時価からその九割（衆議院修正。政府原案では七割）を減額した価額で譲渡することができること。ただし、国立病院等が離島振興対策実施地域、特別豪雪地帯、辺地、振興山村または過疎地域（以下「特例地域」という。）にあるときは、当該国立病院等の資産を無償で譲渡することができること。

## 二、その他の資産の譲渡の特例

一によるもののほか、国は、公的医療機関の開設者等が国立病院等の資産の譲渡を受け、引き続きその者の開設する医療機関の用に供しようとするときは、当該資産を、地方公共団体に対しては時価からその五割（特例地域にあつては七割）を減額した価額で、地方公共団体以外の者に対しては時価からその四割五分（衆議院修正。政

府原案では三割五分）（特例地域にあつては五割）を減額した価額で譲渡することができること。

## 三、国の補助及び医師等の派遣等

国は、予算の範囲内において、移譲を受けて医療機関を開設する公的医療機関の開設者等に対し、政令で定めるところにより、当該医療機関の運営に要する費用を補助することができるとともに、国立病院等の資産の譲渡を受けて開設される医療機関の運営が円滑に行われるように、国立病院等に勤務する医師等を派遣する等の配慮をすること。

## 四、その他

資産の引き渡しの特例（対価納付前の引き渡し）、延納の特約の規定を設けること。

## 五、施行期日等

### 1 施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。

### 2 国立病院特別会計所属の資産の譲渡等に関する特別措置法の廃止

国立病院特別会計所属の資産の譲渡等に関する特別措置法は、廃止すること。

委員長報告

六三ページ参照

労働基準法の一部を改正する法律案（第百八回国会閣法第五七号）

要旨

本法律案は、労働時間に関する最低基準とされる時間の段階的な短縮及びこれにあわせて労働時間に関する規制の弾力化を行うとともに、年次有給休暇の最低付与日数の引き上げ等所要の措置を講ずるものである。

なお、衆議院において、三カ月単位の変形労働時間制の一日及び一週間の上限時間並びに連続労働日数の上限の設定等について所要の修正がなされている。

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、法定労働時間の短縮

1 週四十時間労働制を法定労働時間短縮の目標として明らかにすることとし、使用者は、労働者に、一日について八時間、一週間について四十時間を超えて労働させてはならないものとする。

2 当面の法定労働時間については、労働者の福祉、労働時間の動向その他の事情を考慮し、週四十時間労働制に向けて段階的に短縮されるよう命令で定めること。  
3 中小企業等については、法定労働時間の短縮に当たって一定の猶予期間を設けることができること。

二、労働時間に関する法的規制の弾力化

1 原則的な変形労働時間制の最長期間を一カ月とすること。

2 労使協定の締結等一定の要件の下に、次の制度を認めること。

(1) フレックスタイム制

始業・終業時刻を労働者の決定に委ねることとした場合、一週間または一日の法定労働時間を超えて労働させること。

(2) 三カ月単位の変形労働時間制

三カ月以内の期間を平均し一週間の労働時間が四十時間（一定規模以下の事業にあつては命令で定める時間）以内の場合、特定の週または特定の日に法定労働時間を超えて労働させること。

(3) 一週間単位の非定型的変形労働時間制

日ごとの業務に著しい繁閑の差が多い等の要件に該当する、命令で定める規模未満の労働者について、一日に十時間まで労働させること。

3 三カ月単位の変形労働時間制について、労働大臣は、中央労働基準審議会の意見を聴いて、命令で一日及び一週間の労働時間並びに連続して労働させる日数の限度を定めることができること（衆議院修正による追加）。

4 使用者は、三カ月単位の変形労働時間制及び一週間単位の非定型的変形労働時間制に関する労使協定を行政官庁に届け出なければならぬこと（衆議院修正による追加）。

### 三、年次有給休暇制度の改善

1 年次有給休暇の最低付与日数を六日から十日に引き上げるとともに、中小企業については一定の猶予期間を設けること。

2 パートタイム労働者等所定労働日数が少ない労働者に対する年次有給休暇の日数は、通常の労働者の所定労働日数との比率を考慮して命令で定める日数とする  
こと。

3 労使協定により、年次有給休暇の日数のうち五日を

超える部分については計画的付与ができること。

### 四、その他

1 労働者が、事業場外で業務に従事する場合及び業務の性質上その遂行の方法を大幅に労働者の裁量に委ねる必要がある研究開発の業務等に従事する場合における労働時間の算定について、合理的な算定方法を定めること。

2 賃金について、一定の確実な支払いの方法による場合には、通貨以外のもので支払うことができること。

3 退職手当について、就業規則の記載事項の整備を図るとともに、退職手当請求権の時効の期間を現行の二年から五年に延長すること。

4 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、新法の施行状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、必要な措置を講ずるものとする（衆議院修正による追加）。

### 五、施行期日

この法律は、昭和六十三年四月一日から施行すること。

### 修正要旨

一、使用者は、妊産婦が請求した場合においては、一カ月単位の変形労働時間制、三カ月単位の変形労働時間制及び一週間単位の変形労働時間制の規定にかかわらず、一週及び一日の法定労働時間を超えて労働させてはならないものとする。

二、週の法定労働時間を定める政令は、週四十時間労働制に可及的速やかに移行するため、制定され、及び改正されるものである旨を明らかにすること。

三、使用者は、年次有給休暇を取得した労働者に対して、賃金の減額その他不利益な取り扱いをしないようにしなければならないものとする。

#### 委員長報告

ただいま議題となりました三法律案につきまして、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、労働基準法の一部を改正する法律案の主な内容は、第一に、法定労働時間の短縮であり、週四十時間労働制を法定労働時間短縮の目標として明らかにするとともに、当面の法定労働時間については、週四十時間労働制に向けて

段階的に短縮されるよう命令で定めること、第二に、労働時間に関する規制の弾力化であり、一定の要件の下に、フレックスタイム制、三カ月単位の変形労働時間制、一週間単位の変形労働時間制を認めること、第三に、年次有給休暇の最低付与日数を六日から十日に引き上げるとともに、労使協定による計画的付与ができること等であります。

委員会におきましては、参考人からの意見聴取を行うとともに、週四十時間労働制への移行時期、当面の週法定労働時間と適用猶予措置、変形労働時間制、年次有給休暇の最低付与日数等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終了し、自由民主党を代表して佐々木理事より、妊産婦に係る変形労働時間制の適用除外等に関する修正案が、また、日本共産党を代表して内藤委員より、修正案が、それぞれ提出されました。

次いで、討論に入りましたところ、日本社会党・護憲共同より原案並びに自由民主党及び日本共産党提出の両修正案に反対、自由民主党より、原案並びに自由民主党提出の修正案に賛成、日本共産党提出の修正案に反対、日本共産

党より、原案並びに自由民主党提出の修正案に反対、日本共産党提出の修正案に賛成する旨の意見が述べられました。討論を終わり、採決の結果、日本共産党提出の修正案は賛成少数をもつて否決され、自由民主党提出の修正案並びに修正案を除く原案は多数をもつて可決され、本法律案は修正議決すべきものと決しました。

なお、本法律案に対し、附帯決議が全会一致をもつて付されております。

次に、国立病院等の再編成に伴う特別措置に関する法律案は、国立病院及び国立療養所の再編成の円滑な実施を図る等のため、国立病院または国立療養所の資産の譲渡等に関する特別措置を講ずるものであります。

委員会におきましては、参考人からの意見聴取を行うとともに、再編成計画の基本指針、地域保健医療計画との整合性、離島、へき地における医療の確保、職員の処遇等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本社会党・護憲共同より本案に反対、自由民主党より本案に賛成、日本共産党より本案に反対する旨の意見がそれぞれ述べられ

ました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、精神衛生法等の一部を改正する法律案の主な内容は、近時の精神医療等をめぐる諸状況の変化を踏まえ、国民の精神保健の向上を図るとともに、精神障害者等の人権に配慮しつつその適正な医療及び保護を実施し、並びに精神障害者等の社会復帰の促進を図るため、法律の題名を「精神保健法」に改めるとともに、国民の精神的健康の保持及び増進に関する事項、精神医療審査会の設置、精神保健指定医制度の導入、任意入院の手続き等に関する事項、精神障害者社会復帰施設に関する事項その他の事項に関して所要の措置を講ずるものであります。

委員会におきましては、精神障害者の人権擁護の推進策、社会復帰促進策、精神医療における診療報酬のあり方等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

討論はなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、本法律案に対し、附帯決議が全会一致をもつて付



されております。

以上、御報告申し上げます。

精神衛生法等の一部を改正する法律案（第百八回国会閣法第六四号）

#### 要旨

本法律案は、国民の精神保健の向上を図るとともに、精神障害者等の人權に配慮しつつその適正な医療及び保護を実施し、並びに精神障害者等の社会復帰の促進を図るため所要の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

なお、衆議院において、医療保護入院の際の告知の特例、医療保護・応急・仮入院の入院時の告知義務違反及び一定の行動制限を行った場合の診療録記載義務違反等に係る過料の削除、都道府県知事による指定病院の指定の取り消しに係る地方精神保健審議会の意見聴取、法律施行後五年を目途とする検討等の修正がなされている。

一、法律の題名及び総則に関する事項

1 法律の題名を「精神保健法」に改めること。

2 法律の目的、国及び地方公共団体の義務並びに国民の義務に、国民の精神的健康の保持及び増進その他の精神保健の向上並びに精神障害者の社会復帰の促進に関する事項を加えること。

二、精神障害者社会復帰施設に関する事項

1 精神障害者の社会復帰の促進を図るため、都道府県、市町村、社会福祉法人その他の者は、精神障害者社会復帰施設として、日常生活に適應するために必要な訓練及び指導を行う精神障害者生活訓練施設並びに自活のために必要な訓練を行い、職業を与える精神障害者授産施設を設置することができることとする。

2 国及び都道府県は、精神障害者社会復帰施設の設置及び運営に要する費用の一部を補助することができることとする。

三、精神医療審査会に関する事項

精神障害者の入院の要否及び処遇の適否に関する審査を行わせるため、都道府県に精神医療審査会を置くこととする。

四、精神保健指定医に関する事項

厚生大臣は、精神障害の診断または治療に係る一定の

経験及び厚生大臣等の行う研修の課程の終了等の要件に該当する医師のなから精神保健指定医を指定することとする。

#### 五、精神障害者の医療及び保護に関する事項

1 精神病院の管理者は、精神障害者を入院させる場合においては、本人の同意に基づいて入院が行われるように努めなければならないこととする。

2 保護義務者の同意による入院を「医療保護入院」とし、医療保護入院及び仮入院に当たつて、指定医による診察を要件とすること。

3 精神科救急に対応するため、七十二時間を限度とする「応急入院」を新設すること。

4 精神病院の管理者は、入院の際には、入院者に対し、当該入院措置を採る旨、退院等の請求に関すること等必要な事項を書面で知らせなければならないこととする。ただし、医療保護入院の際の告知については、患者の症状に照らして支障があると認められる場合は、その支障が解消した時に告知できるものとする。ことに、この場合において、その旨を診療録に記載するものとする（衆議院修正）。

5 信書の発受の制限、都道府県その他の行政機関の職員との面会の制限等、公衆衛生審議会の意見を聴いて厚生大臣が定める行動の制限については行うことができないこととする。同時に、患者の隔離その他の行動制限であつて一定のものについては、指定医が必要と認める場合でなければ行うことができないこととする。

6 精神病院の管理者は、措置入院者及び医療保護入院者の症状等を、厚生省令で定めるところにより、定期に報告しなければならないこととする。

#### 六、検討

政府は、この法律の施行後五年を目途として、新法の規定の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする（衆議院修正）。

#### 七、公衆浴場法の一部改正

公衆浴場の利用規制に関する規定を見直すこと。

#### 八、施行期日

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。ただし、この法律の施行前においても厚生大臣は、一定の事項に

ついで公衆衛生審議会の意見を聴くことができることとする。

委員長報告

六三ページ参照



食糧管理法の一部を改正する法律案（第百八回国会閣法第六〇号）

要旨

本法律案は、最近における麦作をめぐる諸情勢に対処して、麦の政府の買入れの価格について、生産性の向上及び品質の改善に資するように配慮しつつ、麦の生産費その他の生産条件、麦の需要及び供給の動向、物価等を参酌して定めることを内容としている。

なお、この法律の施行期日を公布の日から一年を超えない範囲内で政令で定める日とするとともに、この法律による改正後の規定は、昭和六十三年産の麦から適用することとしている。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、最近における麦作をめぐる諸情勢の変化に対処して、麦の政府買入れ価格について、生産性の向上及び品質の改善に資するように配慮しつつ、生産費その他

の生産条件、需要及び供給の動向、物価等を参酌して定めようとするものであります。

委員会におきましては、参考人を招いてその意見を聴取するとともに、本法改正の基本的考え方、新しい算定方式の内容、生産性向上成果の農家への還元、現行の算定方式についての見解、農政審議会報告との関係、麦の品質改善のための施策、麦の品質改善と価格政策の関係、麦の生産性向上のための施策、基盤整備に要する農家負担、麦が輪作及び転作に果たす役割、輸入小麦の安全性、国内産麦の流通合理化のための施策等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知を願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本社会党・護憲共同を代表して菅野委員より反対である旨の、日本共産党を代表して下田委員より反対である旨のそれぞれ発言がありました。討論終局の後、採決の結果、本法律案は賛成多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、六項目にわたる附帯決議を全会一致をもつて行いました。

以上、御報告いたします。

大豆なたね交付金暫定措置法の一部を改正する法律案（第八回国会閣法第六一号）

### 要旨

本法律案は、大豆及びなたねに係る交付金制度発足後四半世紀が経過したことにかんがみ、その後の大豆及びなたねの生産、需給をめぐる諸情勢の変化に対処するため、交付金制度について、生産状況等を的確に反映させるとともに、一層の生産性の向上及び品質の改善に資することを目的とし、所要の改正を行おうとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

#### 一、基準価格算定方式の改正

生産者に保証すべき価格水準として農林水産大臣が定める基準価格の算定に当たつては、大豆またはなたねの生産構造や生産性の向上等を的確に反映したものとすため、これまで行つてきたパリティ価格等を参照する方式を改め、生産費その他の生産条件、需要及び供給の動向、物価等を参照する方式とすることとする。

#### 二、種類等別基準価格の設定

良品質の大豆またはなたねの生産を誘導するため、交

付金の金額の算定の基礎となる基準価格等を種類、銘柄または等級の別にに応じて定めることができることとする。

#### 三、最低標準額の設定

生産者団体等による一層の販売努力を促進するため、交付金の算定の基礎となる標準販売価格に最低標準額を設けることとする。

#### 四、制度運営方針の明確化

本制度の運営に当たつて大豆またはなたねの生産性の向上及び品質の改善に資するように配慮する旨を明確にすることとする。

### 委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

大豆なたね交付金暫定措置法の一部を改正する法律案は、最近の大豆及びなたねの生産をめぐる諸情勢の変化に対処するため、基準価格の算定方式の改正等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、法改正の基本的考え方、基準価格及び最低標準額の算定方式の具体的内容、種類等別基準

価格設定の是非、国産大豆の品質の特性、法改正が大豆及びなたね生産に与える影響、大豆の作付けと価格決定の時期のあり方、大豆及びなたねの自給率の向上対策及び生産性向上のための諸施策、転作大豆及びなたねの生産振興対策、流通機構の合理化対策、国産大豆の消費拡大対策等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知を願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、本法律案について、日本共産党を代表して諫山委員より反対である旨の発言がありました。

討論終局の後、採決の結果、本法律案は、賛成多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、六項目にわたる附帯決議を全会一致をもつて行いました。

以上、御報告いたします。

流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法案

(第百七回国会衆第六号)

要旨

本法律案は、流通食品への毒物の混入等を防止するための措置等を定めるとともに、流通食品に毒物を混入する等の行為を処罰することにより、国民の生命または身体に対する危害の発生を防止し、あわせて国民の生活の平穩と安定に資することを目的とするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、国の施策等

国及び地方公共団体は、流通食品への毒物の混入等を防止するため必要な施策を総合的に講ずるよう努めなければならぬこととし、また、流通食品の製造業者等は、流通食品への毒物の混入等の防止に努めるとともに、国または地方公共団体が講ずる施策に協力するものとする。

二、警察官等への届出等

製造業者等は、流通食品への毒物の混入等があつたことを知つたときは、直ちにその旨を警察官等に届け出なければならぬこととする。

また、これに違反した者は、二十万円以下の罰金に処することとし、行為者のほか、その業務に係る法人等に対しても刑を科することとする。

なお、製造業者等は、流通食品への毒物の混入等に関

する犯罪の捜査が円滑に行われるよう、捜査機関に対し必要な協力をしなければならぬこととする。

三、流通食品への毒物の混入等の防止のための指導または助言等

主務大臣は、製造業者等に対し、流通食品への毒物の混入等のおそれがある場合、その防止のため必要な指導または助言をすることができるとし、また、流通食品への毒物の混入等があつた場合、必要な措置をとることを求めることができることとする。

四、流通食品の適切かつ円滑な流通の維持等のための措置  
国または地方公共団体は、流通食品への毒物の混入等があつた場合またはそのおそれがある場合においては、流通食品の適切かつ円滑な流通の維持を図り、または製造業者等の経営の安定に資するため、製造業者等に対し、必要な指導、助言、資金のあつせんその他の措置を講ずるよう努めなければならないこととする。

五、流通食品への毒物の混入等の罪

1 流通食品への毒物の混入等を行つた者は、十年以下の懲役または三十万円以下の罰金に処することとし、また、この罪の未遂罪は、罰することとする。

なお、これらの罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕することとする。

2 流通食品への毒物の混入等の罪を犯し、よつて人を死傷させた者は、無期または一年以上の懲役に処することとする。

3 これらの罪に当たる行為が刑法の罪に触れるときは、その行為者は、同法の罪と比較して、重きに從つて処断することとする。

#### 委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、流通食品への毒物の混入等を防止するための措置等を定めるとともに、流通食品に毒物を混入する等の行為を処罰することにより、国民の生命または身体に対する危害の発生を防止し、あわせて国民の生活の平穩と安定に資することを目的とするものであります。

委員会におきましては、参考人を招いてその意見を聴取するとともに、グリコ・森永事件等の捜査状況、法律案提出に至る経緯、法律案成立後の犯罪等の抑止効果、



処罰規定に係る「流通食品」、「毒物」等の定義をめぐる問題と量刑の均衡、毒物混入等の届出義務と裏取引の防止効果、製造業者等の届出義務及び犯罪捜査への協力義務と警察権の拡大、流通食品への毒物の混入等の防止策と関係行政機関の連携体制、製造業者等の損失と援助策の内容、関係労働者への救済策、一般消費者の保護と被害の補償等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知を願います。なお、下田委員より、本法律案について、閉会中も継続して審査すべき旨の動議が提出されましたが、賛成少数をもつて否決されました。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して諫山委員より反対である旨の発言がありました。

討論終局の後、採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、「届出義務、協力義務等をめぐつて国民の人権を不当に侵害する事態を生ずることのないよう万全を尽くすこと。」など、四項目にわたる附帯決議を行いました。

以上、御報告いたします。



罰則及び制裁の強化等の措置を講じようとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、特定技術の役務取引の許可及び無許可取引等に対する制裁

国際的な平和及び安全の維持に関連のある、特定技術の提供等の役務取引については従来から通商産業大臣による許可を受けなければならないこととされていたが、これを特掲し、その規制の趣旨をさらに明確化するとともに、許可を受けずに特定技術を特定の地域において提供する取引を行った者等に対して、三年以内の期間を限り、一定の役務取引、貨物の輸出等を禁止することができるものとする。

二、特定の貨物の輸出の許可及び無許可輸出に対する制裁

国際的な平和及び安全の維持に関連のある、特定の貨物の輸出については従来から通商産業大臣による承認を受けなければならないこととされていたが、これを特掲するとともに、通商産業大臣の許可を受けなければならないものとする。

また、許可を受けずにこの特定貨物を特定の地域に向けて輸出した者に対して、三年以内の期間を限り、貨物

の輸出及び特定技術を提供する取引を禁止することができるものとする。

三、工場への立入検査

この法律の施行に必要な限度において、主務大臣の職員が立ち入ることができる場所に、この法律の適用を受ける取引を行うことを営業とする者の工場を追加する。

四、外務大臣からの意見等

通商産業大臣は、国際的な平和及び安全の維持に関連のある貨物の輸出及び技術の提供について、特に必要があると認める時は、外務大臣に意見を求めることができるとするとともに、外務大臣は、国際的な平和及び安全の維持のために特に必要があると認めるときは通商産業大臣に意見を述べることが出来るものとする。

五、罰則の強化

無許可で特定技術を特定の地域において提供する取引を行った者及び無許可で特定の貨物を特定の地域に向けて輸出した者は五年以下の懲役または二百万円以下の罰金に処するものとする等罰則を強化するとともに、無許可で特定の貨物を特定の地域に向けて輸出しようとする者について未遂を処罰する規定を設ける。

## 委員長報告

ただいま議題となりました外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律案につきまして、商工委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、国際的な平和と安全を妨げると認められる違法な貨物の輸出及び海外への技術の提供が、我が国の対外取引の正常な発展と我が国経済の健全な発展を阻害するおそれが強まってきたという状況にかんがみ、これら違法な輸出等に係る罰則及び制裁の強化等を図ろうとするものであります。

すなわち、国際的な平和及び安全の維持に関連ある特定の貨物の輸出と特定の技術の提供についてこれを持掲し、その規制の趣旨を明確化するとともに、罰則を最高懲役三年から五年に、輸出禁止等の行政処分期間を最高一年から三年に、それぞれ延長する等の措置を講じております。

委員会におきましては、長時間にわたり慎重な審査が行われ、ココム運営の実態と政府の今後の対応、東芝機械事件の経緯、米国議会における包括貿易法案審議の今後の見通し、「国際的な平和と安全の維持」の具体的な内容、罰則強化の趣旨等の諸点について、質疑が行われましたが、

その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本社会党・護憲共同福間理事より反対、自由民主党前田理事より賛成、公明党・国民会議矢原委員より反対、民社党・国民連合井上委員より賛成、日本共産党市川理事より反対、の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は、多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

電気工事士法及び電気工事業の業務の適正化に関する法律の一部を改正する法律案（衆第一号）

### 要旨

本法律案は、近年建物等における電気設備の大型化等に伴い、自家用電気工作物に係る電気工事の作業に起因する停電等の事故の発生が増加している現状にかんがみ、その作業段階での保安を強化して事故の未然防止を図るため、必要な措置を講じようとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、電気工事士法の一部改正

(一) 電気工事士を第一種及び第二種電気工事士に類別し、現行電気工事士を第二種電気工事士に格付けするとともに、より高度の電気工事を取り扱う第一種電気工事士の資格を定める。

(二) 五十キロワット以上五百キロワット未満の需要設備である自家用電気工作物に係る電気工事の作業を第一種電気工事士に義務付けるとともに、五十キロワット未満の需要設備である一般用電気工作物に係る電気工事の作業を第一種または第二種電気工事士に義務付ける。また、自家用電気工作物のうち特殊なものに係る電気工事（特殊電気工事）の作業を通商産業大臣が認定する特種電気工事資格者に義務付けるとともに、自家用電気工作物に係る電気工事のうち簡易なもの（簡易電気工事）に従事することができる認定電気工事従事者を通商産業大臣が認定できるものとする。

二、電気工事業の業務の適正化に関する法律の一部改正

(一) 自家用電気工作物に係る電気工事のみに係る電気工事業を営もうとする者に対し、通商産業大臣または都道府県知事への電気工事業の開始の事前通知を義務付

ける。

(二) 電気工事業者に対し、自家用電気工作物に係る電気工事につき第一種電気工事士の使用を義務付けるとともに、特殊電気工事につき特種電気工事資格者の使用を義務付ける。また、電気工事業者は、簡易電気工事については認定電気工事従事者を従事させることができる。

委員長報告

ただいま議題となりました電気工事士法及び電気工事業の業務の適正化に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、商工委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

近年、急速に増加しているビル等の大型電気設備である自家用電気工作物について、工事者の電気保安の知識の不足による工事不良を原因とする事故が多発しております。

本法律案は、一般家庭の電気設備である一般用電気工作物と同様に、その工事について、電気工事士等に従事させることを義務付ける等の措置を講じ、工事段階での保安を強化して事故を未然に防止しようとするものであります。

なお、本法律案は、衆議院商工委員会提出に係るものであります。

委員会におきましては、衆議院商工委員長及び政府側に対して質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わり、討論なく、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○運輸委員会

内閣提出法律案（一件）

（衆）は提出時の先議院

108 59 国会	番号	件名	先議院	提出日	参議院	衆議院	備考
		日本航空株式会社法を廃止する等の法律案	（衆）	六三、三三三	付託 六三、八三三 議決 六三、九三三 議決 六三、九四四	付託 六三、七六六 議決 六三、八一九 議決 六三、八三〇	百八回国会 衆議院 百九回国会 衆議院 六三、八三三 参本会議趣旨説明

衆議院議員提出法律案（一件）

108 20 国会	番号	件名	提出者 （月 日）	予備送付月日	本院へ提出月日	参議院	衆議院	備考
		旅客鉄道株式会社が建設主体とされている新幹線鉄道の建設に関する事業の日本鉄道建設公団への引継ぎに関する法律案	細田吉藏君 外四名 （六三、五三三）		六三、八二五	付託 六三、八二五 議決 六三、九三〇 議決 六三、九三八	付託 六三、七六六 議決 六三、八三三 議決 六三、八三三	百八回国会 衆議院 衆議院

日本航空株式会社法を廃止する等の法律案（第百八回国会閣法第五九号）

要旨

本法律案は、日本航空株式会社の自主的かつ責任ある経営体制の確立等を図るための措置を定めようとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、日本航空株式会社法は、廃止することとする。

二、航空法の一部を改正して、上場会社またはこれに準ずる会社である定期航空運送事業者は、外国人等がその議決権の三分の一以上を占めることとなるときは、外国人等の取得した株式の名義書きかえを拒むことができることとする。

三、その他本法の施行に伴う経過措置等所要の規定を整備することとする。

#### 委員長報告

ただいま議題となりました日本航空株式会社法を廃止する等の法律案について、運輸委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、日本航空株式会社の自主的かつ責任ある経営体制の確立及び航空企業間の競争条件の均等化を図るため、日本航空株式会社法を廃止するとともに、これに伴う必要な措置として外国人等の取得した定期航空運送事業者の株式の取り扱いの特例等について所要の規定を整備しようとするものであります。

委員会における質疑の詳細は会議録により御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本社会党・護憲共同安恒理事より反対、自由民主党吉村理事より賛成、日本共産党小笠原委員より反対の意見が述べられ、採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、安恒理事より自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、日本共産党、民社党・国民連合の各派共同提案に係る日本航空株式会社の完全民営化に当たり、配慮すべき六項目から成る附帯決議案が提出され、全会一致をもつて本委員会の決議とすることにしたいたしました。

以上、御報告申し上げます。

旅客鉄道株式会社が建設主体とされている新幹線鉄道の建設に関する事業の日本鉄道建設公団への引継ぎに関する法律案  
(第百八回国会衆第二〇号)

#### 要旨

本案は、新幹線鉄道の建設に關しその効率的かつ円滑な実施体制を整備するため、旅客鉄道株式会社（以下「旅客



会社」という。)が建設主体とされている整備新幹線(盛岡以北の東北新幹線及び九州新幹線鹿児島ルート、長崎ルート)の建設に関する事業について日本鉄道建設公団(以下「鉄建公団」という。)が引き継ぎを行い得るようにするための措置を定めようとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、鉄建公団への新幹線鉄道の建設の事業の引き継ぎ

鉄建公団は、旅客会社が建設主体とされている新幹線鉄道の建設に関する事業を、旅客会社の同意を得て引き継ぐものとする。

二、建設主体の指名等

新幹線鉄道の建設に関する事業を鉄建公団が引き継ぐ場合には、日本国有鉄道改革法等施行法により、旅客会社に対して行われたものとみなされた建設主体の指名及び建設の指示は、鉄建公団に対して行われたものとみなすとともに、旅客会社が行つたものとみなされた工事実施計画の認可の申請は、鉄建公団が行つたものとみなすこと。

三、事務の引き継ぎ等

新幹線鉄道の建設に関する事業を鉄建公団が引き継ぐ

場合には、旅客会社は、遅滞なく、新幹線鉄道の建設に関する事務を鉄建公団に引き継ぐとともに、その有する権利及び義務を鉄建公団に承継させるものとする。

委員長報告

ただいま議題となりました旅客鉄道株式会社が建設主体とされている新幹線鉄道の建設に関する事業の日本鉄道建設公団への引継ぎに関する法律案につきまして、運輸委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、新幹線鉄道の建設の効率的かつ円滑な実施体制を整備するため、旅客鉄道株式会社が建設主体とされている整備新幹線の建設に関する事業を日本鉄道建設公団に引き継がせようとするものであります。

委員会における質疑の詳細は会議録により御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党小笠原委員より反対の意見が述べられ、採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○逋信委員会

NHK決算(一件)

備考欄記載事項は本院についてのもの

件名	提出月日	参院			衆院			備考
		付託	委員會議決	本院會議決	付託	委員會議決	本院會議決	
日本放送協会昭和六十年年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書	六三、一二三 (第百八回国会)	六三、七六			六三、七六			百八回国会 未了

○建設委員会

内閣提出法律案（一件）

3	番号	件名	院議先	提出月日	参議院	衆議院	備考
		国土開発幹線自動車道建設法の一部を改正する法律案	衆	六三、七四	付託 六三、八〇 議決 六三、八五 議決 六三、八六	付託 六三、七四 議決 六三、八五 議決 六三、八〇	

国土開発幹線自動車道建設法の一部を改正する法律案（閣法第二号）

要旨

本法律案は、国土開発の基盤である高速自動車交通網の整備を図るため、国土開発幹線自動車道の予定路線を次のとおり追加して定めるものである。

一、既定路線の延伸

路線名 追加区間  
北海道横断自動車道 北海道寿都郡黒松内町——小樽市

山陽自動車道	近畿自動車道	東関東自動車道	東北横断自動車道	東北縦貫自動車道	釧路市——根室市
					北見市——網走市
					八戸市——青森市
					釜石市——花巻市
					いわき市——仙台市
					木更津市——館山市
					茨城県鹿島郡鹿島町——水戸市
					海南市——三重県多気郡勢和村
					舞鶴市——敦賀市
					山口市——下関市

四国横断自動車道

阿南市——高松市  
須崎市——大洲市

二、新規路線の追加

路線名

起点 終点

日本海沿岸東北自動車道

東北中央自動車道

北関東自動車道

第二東海自動車道

中部横断自動車道

近畿自動車道名古屋神戸線

中国横断自動車道姫路鳥取線

尾道松江線

山陰自動車道

九州横断自動車道延岡線

熊本県上益城郡  
御船町——延岡市

東九州自動車道

北九州市——鹿児島市

委員長報告

ただいま議題となりました国土開発幹線自動車道建設法

の一部を改正する法律案につきまして、建設委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、国土開発の基盤である高速自動車交通網の整備を図るため、国土開発幹線自動車道建設法の別表を改め、北海道横断自動車道等の既定路線を一部延伸するとともに、日本海沿岸東北自動車道等の路線を新たに予定路線に追加するものであります。

委員会における質疑の詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、討論もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、小川理事より各派共同提案に係る附帯決議案が提出され、全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○予算委員会

予算（二件）

番号	件名	提出月日	参議院			衆議院			備考
			付託	議決	本議決	付託	議決	本議決	
1	昭和六十二年一般会計補正予算（第1号）	六、七六	三、七六 （予）	可決 三、七四	可決 三、七四	三、七六	可決 三、七七	可決 三、七七	
2	昭和六十二年特別会計補正予算（特第1号）	七六	七六 （予）	可決 七四	可決 七四	七六	可決 七七	可決 七七	
3	昭和六十二年政府関係機関補正予算（機第1号）	七六	七六 （予）	可決 七四	可決 七四	七六	可決 七七	可決 七七	

昭和六十二年一般会計補正予算（第1号）（閣予第一号）  
 昭和六十二年特別会計補正予算（特第1号）（閣予第二号）  
 昭和六十二年政府関係機関補正予算（機第1号）（閣予第三号）

委員長報告

ただいま議題となりました昭和六十二年度補正予算三案の委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

今回の補正は、去る五月、政府が決定した緊急経済対策を推進するため、公共事業等の追加を行うとともに、中小企業対策、政府調達特別対策、経済協力等の措置を講ずる

こととしております。

本補正の結果、昭和六十二年一般会計予算の総額は、歳入歳出とも当初予算に対し二兆七百九十三億円増加し、五十六兆一千八百三億円となつております。

また、一般会計予算の補正に関連して、特別会計予算では産業投資特別会計など十八特別会計、政府関係機関予算では、国民金融公庫など六政府関係機関について所要の補正が行われております。

補正予算三案は、七月六日、国会に提出され、七月十日、宮澤大蔵大臣より趣旨説明を聴取し、衆議院からの送付を待つて、七月二十日から二十四日までの五日間にわたり、中曽根内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し、国政全般にわたり熱心な質疑が行われました。

以下、質疑の主なもの若干につき、その要旨を御報告申し上げます。

まず、経済動向につきまして、「景気は底入れをしたのか。緊急経済対策にもかかわらず、民間調査機関の多くは実質経済成長率三・五％の政府見通しの達成を困難と見ているがどうか。高騰している大都市周辺の地価をどのよう

に安定させるつもりか」との質疑があり、これに対し、中

曾根内閣総理大臣及び関係各大臣等より、「経済の現状は、輸出が減少しているものの、消費は堅調で、住宅投資も高水準を続け、民間設備投資は非製造業を中心に増加しており、さらに在庫調整が進むなど、景気は底を打つたと考えている。今後、緊急経済対策により需要が追加されるので、経済は一段と拡大し、為替も安定すれば、内需中心に着実な景気回復が期待される。六十二年度経済に対する民間の予測は政府見通しに比べ、設備投資を弱く、経済成長率も低目に見積もっている。しかし、今回の緊急経済対策は公共投資等の事業量と減税だけで六兆円とGNPの一・八％に相当し、波及効果を勘案すれば、一年間でGNPを二％程度押し上げると試算されるので、昭和六十二年の実質経済成長率三・五％は達成できる。土地問題について政府は、金融機関に対する不動産融資への自粛要請と特別ヒアリングの実施、土地取引に対する監視対象区域の拡大を行つており、さらには国土利用計画法による規制区域の指定に基づく許可制の実施も検討していく」との答弁がありました。

財政・税制問題につきまして、「今回の補正予算は緊縮型財政再建路線から軌道修正し、積極型財政に転換したも

のか。公約の六十五年度特例国債の脱却は可能か。国民が期待する六十二年度所得税減税をどのように実施するつもりか」との質疑があり、これに対し、中曽根内閣総理大臣及び宮澤大蔵大臣より、「今回、内外の諸情勢からNTT株の売却益も利用して補正予算を編成し、公共事業をふやしたが、財政の出動は今後も継続する。六十三年度概算要求基準でも公共投資に配慮していくつもりである。これは従来の行革、財政再建路線を基本的に維持しつつ、若干の修正、補完したものと理解願いたい。六十五年度財政再建の目標を現在断念するにはいまだ早過ぎる。五兆円弱の特例国債が残っており、毎年度約一兆六千六百億円の減額が要求される厳しい情勢ではあるが、NTT株の高値売却が続けば国債償還に充ててもなお資金に余裕が出るし、財政の出動で経済の潜在力が引き出せれば税の自然増収も増加するので、今後も財政再建に精いっぱい努力していく。所得税の減税はぜひ実現したい。財源は税制改革の一環として恒久措置が望ましい。前年度剰余金を活用しても一遍限りの戻し税でなければ明年度以降に財源問題が生じ、また今後数年間予想されるNTT株の売却益も一時の資産処分、しかも、減税に浴さない人も出るので減税財源として

不適當である」との答弁がありました。

補正予算に関連して、「前国会で廃案となつた売上税に係る当初予算が補正されないまま放置されているのは問題ではないか」との質疑があり、これに対して、宮澤大蔵大臣及び味村法制局長官より、「予算と法律がそこを生じていることは御指摘のとおりで、年度内に整合性を回復させるため補正を行う考えである。目下税制問題は税制改革協議会で討議中で、いづれ何らかの改革の方向が出され、今回補正をしても再補正が必要となるので現実的でなく、今回は見送つた」との答弁がありました。

最後に、コム違反問題につきまして、「東芝機械の輸出製品とソ連原産の低音化に明確な因果関係を示さず、関連企業全製品の輸出をアメリカが抑えようとするのは行き過ぎではないか。コム協定は政治的に重要な国際的取り決めであり、国会の承認を受けるべきではないか。コム違反の再発を防止するためどのような措置を講ずるつもりか」との質疑があり、これに対し、中曽根内閣総理大臣、倉成外務大臣及び田村通産大臣より、「まず、因果関係については、アメリカとの情報交換等から嫌疑は極めて濃厚と政府は判断している。日本の企業が自由主義陣営の申し



合わせに基づいてつくられた国内法に違反し、虚偽申請等を行い輸出したことは論外で許されない。他方、アメリカ国内での保護主義の高まり、貿易インバランス等を考えると、我が国は迅速、果敢かつ誠実に対応することが肝要である。コムの申し合わせは国際約束ではなく、申し合わせをどう実行するかは各国の国内法で措置することになっており、国会の承認を必要とする条約等とは性格が異なる。コム違反再発防止については、安全保障及び西側陣営の一員としての認識が産業・経済界の一部に欠如し、行政の監督体制にも欠陥があつたことを反省し、刑事罰強化を含む法律改正を初め、戦略物資の輸出入管理、検査体制の強化等の思い切つた刷新を行うことにしたい」旨の答弁がありました。

質疑は、このほか、S D I 研究参加に伴う政府間協定及び実施取り決めの合意署名にかかわる諸問題等、広範多岐にわたり行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

本日をもつて質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本社会党・護憲共同を代表して野田委員が反対、自由民主党を代表して藤野委員が賛成、公明党・国民会議を代表

して矢原委員が反対、日本共産党を代表して沓脱委員が反対、民社党・国民連合を代表して勝木委員が反対の旨、それぞれ意見を述べられました。

討論を終局し、採決の結果、昭和六十二年度補正予算三案は賛成多数で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○決算委員会

決算その他（七件）

備考欄記載事項は本院についてのもの

件名	提出月日	参議院			衆議院			備考
		付託	委員	議決	付託	委員	議決	
昭和五十九年度一般会計歳入歳出決算、昭和五十九年度特別会計歳入歳出決算、昭和五十九年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和五十九年度政府関係機関決算書	六〇、三、四 (第百四回国会)	六二、七、三	議決 六二、七、三	議決 六二、七、三	議決 六二、七、三	議決 六二、七、三	百四回国会 大蔵大臣報告 未了	
昭和五十九年度国有財産増減及び現在額総計算書	六二、一、六 (第百四回国会)	七三	議決 七三	議決 七三	議決 七三	議決 七三	百四回国会 百五回国会 未了	
昭和五十九年度国有財産無償貸付状況総計算書	二、二、六 (第百四回国会)	七三	議決 七三	議決 七三	議決 七三	議決 七三	百六回国会 百七回国会 百八回国会 継続	
昭和六十年年度一般会計歳入歳出決算、昭和六十年年度特別会計歳入歳出決算、昭和六十年年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和六十年年度政府関係機関決算書	二、二、六 (第百八回国会)	六二、七、六	議決 六二、七、六	議決 六二、七、六	議決 六二、七、六	議決 六二、七、六	百八回国会 未了 百九回国会 大蔵大臣報告 六二、七、六	

昭和六十年年度国有財産増減及び現在額総計算書	六三、一三〇 (第百八回国会)	七六	継続審査	七六	継続審査	百八回国会 未了
昭和六十年年度国有財産無償貸付状況総計算書	一、三〇 (第百八回国会)	七六	継続審査	七六	継続審査	百八回国会 未了
昭和六十一年度一般会計国庫債務負担行為総調書(その1)	二二七 (第百八回国会)	二二七	継続審査	七六	継続審査	百八回国会 継続

昭和五十九年度一般会計歳入歳出決算、昭和五十九年度特別会計歳入歳出決算、昭和五十九年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和五十九年度政府関係機関決算書(第百四回国会提出)	昭和五十九年度国有財産増減及び現在額総計算書(第百四回国会提出)	昭和五十九年度国有財産無償貸付状況総計算書(第百四回国会提出)	委員長報告	ただいま議題となりました昭和五十九年度決算外二件に	つきまして、決算委員会における審査の経過及び結果について御報告申し上げます。 昭和五十九年度決算は、昭和六十年十二月二十四日国会に提出され、同六十一年五月二十二日当委員会に付託となり、また国有財産関係二件につきましては、同六十一年一月二十八日国会に提出され、同日当委員会に付託されました。 当委員会では、昭和五十九年度決算外二件の審査に当たりましては、国会の議決した予算が法規に基づき厳正かつ効率的に執行されたかどうかについて審査し、あわせて政府の施策全般について広く国民的視野から実績批判を行い、
--	----------------------------------	---------------------------------	-------	---------------------------	---

その結果を将来の予算策定及びその執行に反映させるべきであるとの観点に立つて審査を行つてきたのであります。

閉会中審査を含む十六回にわたる委員会審査におきましては、後に述べるような内閣に対する警告にかかわる質疑のほか、決算審査の充実、会計検査院法改正、財政再建、税制改革、外交、防衛に関する問題を初め、円高対策、食糧制度、雇用問題など行財政全般について熱心な論議が行われましたが、それらの詳細は会議録によつて御承知願います。

昭和六十二年七月三日質疑を終了し、討論に入りました。議決案の第一は本件決算の是認、第二は内閣に対する五項目の警告であります。

討論では、日本社会党・護憲共同を代表して梶原理事、公明党・国民会議を代表して田代理事、日本共産党を代表して橋本委員、民社党・国民連合を代表して関委員から、それぞれ本件決算は是認できないが、内閣に対する警告案には賛成である旨の意見が述べられ、自由民主党を代表して大島理事から、本件決算を是認するとともに、内閣に対する警告案にも賛成である旨の意見が述べられました。討論を終わり、議決案を採決の結果、本件決算は多数を

もつて是認すべきものと議決され、次いで内閣に対する警告案については、全会一致をもつて警告すべきものと議決された次第であります。

昭和五十九年度決算にかかわる内閣に対する警告は、次のとおりであります。

(1) 近時、航空自衛隊三沢基地、新田原基地等に所属する自衛隊機の墜落、同百里基地におけるミサイル不時作動、陸上自衛隊上富良野演習場におけるりゅう弾砲の誤射等の事故が続発し、またこれらの事故の中には過誤によるとみられるもの、あるいは事故発生の際公表が遅れたものがあつたことは、誠に遺憾である。

政府は、基地周辺住民等の生命及び財産の安全を守り、また、国有財産の損失を防ぐため、過去の教訓を生かし、事故の再発防止に万全を期すべきである。

(2) 旧日本原子力船開発事業団が、原子力船「むつ」の修理を佐世保港で行うことに伴い、国は長崎県に対し、魚価安定対策事業のための魚価安定特別基金として、二十億円の補助金交付を行つたが、その後同基金のうち国庫補助金相当額は、国に返還すべき条件に適合する状況にあるにもかかわらず、未だに返還が実現され

ていないのは、水産県・被爆県でありながら国の要請を受けて原子力船「むつ」の修理を受け入れた長崎県の立場は理解できるとしても、看過できない。

政府は、国費の効率的使用の観点からも、可及的速やかに長崎県との協議を整え、早期返還が図られるよう努めるべきである。

(3) 政府開発援助の拡充強化は、平和国家たる我が国の重要な国際的責務であり、今後ともその拡充に努めなければならぬところ、国際協力事業団が発注した海外開発調査業務等について不祥事件が発生したことは誠に遺憾である。

政府は、政府開発援助の原資が国民の税金等であることに留意し、同援助が相手国の経済社会開発及び民生の安定と福祉の向上に資するため、適正かつ効果的・効率的に使用されるよう努めるとともに、この種事件の再発防止のため、同事業団に対し、業者選定の厳格化、職員の綱紀粛正を図るよう指導監督を強化すべきである。

(4) 租税の徴収に当たり、徴収額に過不足が生じた事例が見受けられることは、国民が期待する適正かつ公平

な税務執行の観点から看過できない。

政府は、徴収額の決定に誤りなきを期すため、税務職員に対する研修の充実、納税者等に対する税法の周知徹底等税務執行体制の充実に配意し、公正な税務執行に一層努めるべきである。

(5) 地方公共団体が、地方債を財源の一部として建設事業を実施する場合において、特定の地方公共団体が地方債の許可申請に当たり、同事業の事業費から控除すべき指定寄附金を控除していなかったり、あるいは貸付対象外費用を同事業費に含めていたことなどにより、結果として、簡易生命保険の積立金の長期貸付けにおいて過大貸付けの事態が発生したことは看過できない。

政府は、地方公共団体等に対する貸付けの適正化を図り、この種事態の再発防止に努めるべきである。

次に、国有財産関係二件については、採決の結果、いずれも多数をもって異議がないと議決された次第であります。以上、御報告申し上げます。





公害健康被害補償法の一部を改正する法律案（第百八回国会  
閣法第三六号）

要旨

本法律案は、近年における大気汚染の態様の変化を踏まえ、第一種地域の指定がすべて解除された場合において、指定解除後も、指定解除前に認定を受けた者に対する補償を継続するため、費用負担に関する規定を整備するとともに、大気汚染の影響による健康被害を予防するため、公害健康被害補償協会を公害健康被害補償予防協会として大気汚染の影響による健康被害の予防に関する業務を追加し、新たな業務に必要な経費の財源に当てるため、大気汚染の原因者等から拠出される基金の設立を定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、法律の題名及び目的の改正

題名を「公害健康被害の補償等に関する法律」に改めること。

目的に、大気汚染の影響による健康被害を予防するために必要な事業を行うことにより、健康被害に係る被害者等の健康の確保を図ることを加えること。

二、費用負担に関する規定の整備

第一種地域の指定がすべて解除された場合においても、指定解除前に認定を受けた者に対する補償が継続できるように、費用負担の仕組みを次のように整備すること。

1 汚染負荷量賦課金の納付義務者は、第一種地域の指定解除前のばい煙発生施設等設置者

2 汚染負荷量賦課金の額は、指定解除前の排出量を基  
本に、指定解除後の排出量を勘案して算定

三、公害健康被害補償協会の名称及び目的の改正

協会の名称を「公害健康被害補償予防協会」に改めること。

協会の目的に、大気汚染の影響による健康被害を予防するために必要な事業及びこれらを行う地方公共団体に  
対する助成金の交付を加えること。

四、公害健康被害補償協会の業務に関する改正

協会の業務に次の業務を加えること。

1 大気汚染の影響による健康被害の予防に関する調査  
研究、知識の普及及び研修

2 大気汚染の影響による健康被害の予防に関する計画  
の作成、健康相談、健康診査、機能訓練または施設も



しくは機械器具の整備を行う地方公共団体に対する助成金の交付

右の業務に関する事項については、環境庁長官を主務大臣とすること。

#### 五、協会の新たな業務に必要な経費の財源

協会は、新たな業務に必要な経費をその運用によつて得るための基金を設け、大気汚染の原因となる物質を排出する事業者等から拠出される拠出金をもつてこれに充てること。

協会は、基金が積み上がるまでの間、環境庁長官及び通商産業大臣の認可を受けて、拠出金の一部を新たな業務に要する費用に充てることができるものとする。

政府は、協会に対し、基金に関する財政上の措置を講ずることができるものとする。

#### 六、施行期日

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内で政令で定める日から施行すること。

#### 修正要旨

この法律は、公布の日から起算して三月を超え六月を超

えない範囲内で政令で定める日から施行すること。

#### 委員長報告

ただいま議題となりました公害健康被害補償法の一部を改正する法律案につきまして環境特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、近年における大気汚染の態様の変化を踏まえ、第一種地域の指定がすべて解除された場合において、指定解除前に認定を受けた者に対する補償を指定解除後も継続して行うため、指定解除前にはい煙発生施設等を設置していた者から汚染負荷量賦課金を徴収すること等、費用負担に関する規定の整備を図るとともに、公害健康被害補償協会を公害健康被害補償予防協会に改め、大気汚染の影響による健康被害を予防するため、健康被害防止事業に関する業務を行うことができるよう所要の改正を行い、その新業務に必要な経費の財源として、新たに大気汚染の原因者及び関係者から拠出される基金の設立を定めるものであります。

委員会におきましては、指定及び解除の要件を示さずに、現行の四十一指定地域を全面解除することの是非、専門委

員会報告と中公審答申との相違点、中公審会議録の非公表と国会審議との関係、内閣総理大臣による関係地方自治体の意見聴取手続き、窒素酸化物等自動車排ガスによる交通公害対策、都市型複合汚染による健康影響と調査研究のあり方、補償給付にかわる健康被害防止事業の実効性と基金構想等の諸問題について質疑が行われるとともに、関係地方自治体、費用負担者及び公害患者の代表並びに学識経験者の参考人から意見を聴取いたしました。

その詳細は会議録によつて御承知願います。

また、東京都板橋区大和町の交差点及び大気汚染測定局を現地視察して実情調査を行うなど、慎重に審議を行つてまいりました。

質疑を終了いたしましたところ、本法律案に対し、自由民主党を代表して曾根田委員より、公布の日から起算して三月を超え六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することを内容とする修正案が提出されました。

なお、曾根田委員提出の修正案は、予算を伴うものではありませんので、稲村環境庁長官から意見を聴取いたしましたところ、政府としては、やむを得ない旨の発言がありました。

次いで、討論に入り、日本社会党・護憲共同を代表して渡辺委員より、修正案及び原案に反対、自由民主党を代表して石井委員より、修正案及び修正部分を除く原案に賛成、公明党・国民会議を代表して高桑委員より、修正案及び原案に反対、の旨の意見がそれぞれ述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもつて修正議決すべきものと決しました。

なお、本案に対し、我が国の最近の大気汚染は、二酸化窒素と大気中粒子状物質が特に注目される汚染物質であることにかんがみ、二酸化硫黄のみならず、これらの物質を大気汚染の要素として認め、対策を一層推進すること等九項目にわたる自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、及び民社党・国民連合の共同提案による附帯決議が全会一致で付されました。

以上、御報告申し上げます。

水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案（第百八回国会衆第一二二号）

### 要旨

本法律案は、水俣病対策の推進に資するため、長期にわたる申請滞留者の速やかな解消を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一、認定の申請期限の延長

旧公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法（以下「旧救済法」という。）による水俣病に係る認定の申請をした者で認定に関する処分を受けていないものが環境庁長官に対して水俣病に係る認定の申請をすることができ、期限を三カ年延長して、昭和六十五年九月三十日までとする。

#### 二、認定等に関する処分を行う機関の特例の対象の拡大

従来の旧救済法による申請者に加え、新たに公害健康被害補償法施行後五年以内（昭和五十四年八月三十一日以前）における同法による水俣病の認定に係る申請者等で、いまだ認定に関する処分を受けていないものは昭和六十五年九月三十日まで環境庁長官に対して認定の申請

をすることができるものとする。

#### 三、その他

環境庁長官が行う認定の効力に関する規定の整備その他所要の規定の整備を行うこと。

#### 四、施行期日

この法律は昭和六十二年十月一日から施行すること。

### 委員長報告

ただいま議題となりました水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして、環境特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、衆議院提出に係るもので、その主な内容は、旧公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法による水俣病に係る認定の申請者で、認定に関する処分を受けていないものが環境庁長官に対して認定を申請することができ、期限を昭和六十五年九月三十日まで延長するとともに、新たに、公害健康被害補償法施行後五年以内における同法による水俣病に係る申請者等で、いまだ認定に関する処分を受けていないものは、昭和六十五年九月三十日まで環境

庁長官に対して認定の申請をすることができることとする  
ものであります。

委員会におきましては、水俣病の判断条件の検討機関の  
あり方、水俣病に関する知見の一層の集積方策、司法認定  
と行政認定との乖離、特別医療事業の拡充、水俣病第三次  
訴訟判決に指摘された国の行政責任等の諸問題について質  
疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願  
います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を  
代表して近藤委員より、本法律案に反対する旨の意見が述  
べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもつて原  
案どおり可決すべきものと決しました。

なお、本法律案に対し、認定業務の不作為違法状態を速  
やかに解消すること等を内容とする附帯決議が全会一致を  
もつて付されました。

以上、御報告いたします。

(4) 本会議決議

1	番号	件名	提出者	提出月日	付委員会	議委員会	議本会議	備考
		日中国交正常化十五周年に当たり、日中友好関係の一層の増進に関する決議案	嶋崎 均君 外十七名	六三、九、八	/	/	可 六三、九、八 決	

日中国交正常化十五周年に当たり、日中友好関係の一層の増進に関する決議

要旨

日中共同声明により日中両国間の国交が正常化されて以来今日まで、日中平和友好条約の締結をはじめ、両国間の友好関係が広汎多岐にわたり着実に進展してきたことは、国民とともに慶賀にたえない。

政府は、本年、日中国交正常化十五周年を迎えるに当たり、日中関係の重要性にかんがみ、日中共同声明及び日中平和友好条約の諸原則及び精神に基づき、両国友好親善の

一層の増進を図るため、最大の努力をいたすべきである。  
右決議する。

### 三、請願の審議経過

(1) 請願件数表

計	内閣	委員会	委員			未了	本会議		備考
			付託	採択	不採択		採択	採択	
二〇五五	二〇九	二〇九	八九	〇	二〇	八九	〇	意見書付四	
一六五	一三九	五七	〇	〇	八二	五七	〇		
一六	一六五	〇	〇	〇	一六	〇	〇		
三八五	一六	〇	〇	〇	一六	〇	〇		
三八五	一六	〇	〇	〇	一六	〇	〇		
三三四	三三四	三	〇	〇	三三一	三	〇		
七〇九	七〇九	六	〇	〇	七〇三	六	〇		
八八	八八	一	〇	〇	八七	一	〇		
三	三	一	〇	〇	二	一	〇		
一二	一二	一	〇	〇	一	一	〇		
四二	四二	〇	〇	〇	四二	〇	〇		
一	一	〇	〇	〇	一	〇	〇		
九二	九二	〇	〇	〇	九二	〇	〇		
一六	一六	〇	〇	〇	一六	〇	〇		
一一	一一	〇	〇	〇	一一	〇	〇		
二二三三	二二三三	一六八	〇	〇	二〇五五	一六八	〇		

(2) 本会議において採択された請願件名一覧

○内閣委員会

八九件

引揚者在外財産の補償の法的措置に関する請願（第五号外四件）

戦後強制抑留者問題に関する請願（第二〇一号）

元日赤看護看護婦に対する慰勞給付金に関する請願（第七八七号外一三件）

元従軍看護婦に対する慰勞給付金に関する請願（第一二二一号外四六件）

旧海軍特務士官、准士官の恩給格付是正に関する請願（第一一七〇号外二二件）

○地方行政委員会

五七件

地方財政充実に関する請願（第一九六号）

交差点事故防止対策に関する請願（第二一九号外四九件）

重度身体障害者に対する地方行政改善に関する請願（第二一七〇号外三件）（意見書付）

○文教委員会

三件

地方財政の確立に関する請願（第四〇七号）

交差点等の交通事故防止対策に関する請願（第一九六四号）

教育費の父母負担の軽減と教育の機会均等の拡充に関する請願（第一四八号）

書道教育振興に関する請願（第一六二三号外一件）

○社会労働委員会

六件

小規模障害者作業所等の助成に関する請願（第六九号）

重度身体障害者の脊髄神経治療技術研究に関する請願（第二七二号外三件）

国立腎センター設立に関する請願（第一〇八二号）

○農林水産委員会

一件

鯨類調査捕獲の今漁期からの実施に関する請願（第二二七  
一号）

○商工委員会

一件

円高不況及び雇用不安対策に関する請願（第二五二号）

○運輸委員会

一件

鉄道・航空運賃の身体障害者割引制度の内部障害者への適  
用拡大に関する請願（第一九六六号外一〇件）



## 四、委員会別国政調査概要

### ○内閣委員会

昭和六十二年  
八月二十七日 木曜日

一般職の職員の給与についての報告と勧告及び一般職の職員の週休二日制についての報告と勧告に関する件について佐野人事官から説明を聴いた後、同件、土地対策についての政府の対応の在り方に関する件、米軍の訓練飛行による林業ワイヤー切断事故に関する件、国立大学と私立大学の教員の賃金格差等に関する件、ペルシャ湾における日本船の被害等に関する件等について後藤田内閣官房長官、山下総務庁長官、佐野人事官、政府委員、国土庁、防衛施設庁、厚生省、経済企画庁、文部省、外務省、防衛庁及び運輸省当局に対し質疑を行った。

### ○地方行政委員会

昭和六十二年  
九月 三日 木曜日

地方行財政等に関する件（地方交付税法の一部を改正する法律案（閣法第六号）（衆議院送付）と一括議題）について葉梨国務大臣、政府委員、大蔵省、厚生省、国土庁及び経済企画庁当局に対し質疑を行った。

○法務委員会

昭和六十二年  
八月二十七日 木曜日

検察及び裁判の運営等に関する件（下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案（第八回国会閣法第五二号）（衆議院送付）と一括議題）について遠藤法務大臣、政府委員、最高裁判所、経済企画庁、警察庁、労働省、外務省及び運輸省当局に対し質疑を行った。

九月 一日 火曜日

検察及び裁判の運営等に関する件（下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案（第八回国会閣法第五二号）（衆議院送付）と一括議題）について遠藤法務大臣、政府委員、最高裁判所、労働省及び運輸省当局に対し質疑を行った。

○文教委員会

昭和六十二年  
八月二十五日 火曜日

臨教審答申の評価と実施推進体制に関する件、公立文教施設の整備、教員の待遇改善等教育諸案件の改善に関する件、広島大学岡本学部長殺人事件に関する件、大学入試制度改革に関する件、高校の中途退学者の増加に関する件、私学助成の充実に関する件、秋季入学制度導入に関する件、東京大学における寄附講座の開設手続に関する件、学生等の就職指導と就職協定の遵守状況に関する件、障害児を担当する教師の資質に関する件等について塩川文部大臣、政府委員及び警察庁当局に対し質疑を行った。

○社会労働委員会

昭和六十二年  
七月二十八日 火曜日

B型肝炎感染予防対策に関する件、原爆被爆者対策に関する件、国民医療総合対策本部中間報告に関する件、老人保健施設のモデル事業に関する件、国立病院・療養所統廃合に関連する医療体制に関する件、輸入血液製剤によるエイズ（後天性免疫不全症候群）感染者救済に関する件、インフルエンザ予防接種に関する件、山地産婦人科クリニック（東村山市）新生児死亡事件に関する件、ベビーパウダーのアスベスト混入に関する件、年金通算協定に関する件、国民年金保険料の免除・滞納に関する件、国民健康保険の被保険者証の交付と保険料滞納に関する件等について齋藤厚生大臣、政府委員、自治省、文部省及び警察庁当局に対し質疑を行った。

七月 三十日 木曜日

最近の雇用失業情勢と雇用対策に関する件、北炭真谷地炭鉱における退職金未払いに関する件、季節労働者対策に関する件、男女雇用機会均等法の施行状況に関する件、女子労働者福祉対策に関する件、労働者派遣法の施行状況に関する件、アスベストに係る労働安全衛生対策に関する件、脳血管障害等の労災保険認定基準に関する件、造船業等における退職勧奨に関する件等について平井労働大臣、政府委員、北海道開発庁、労働省、厚生省、環境庁及び文部省当局に対し質疑を行った。

○農林水産委員会

昭和六十二年  
七月 三十日 木曜日

当面の農林水産行政に関する件について加藤農林水産大臣、政府委員及び外務省当局に対し質疑を行った。  
鯨類の捕獲調査の実施等に関する決議を行った。

○運輸委員会

昭和六十二年  
八月二十五日 火曜日

日本国有鉄道清算事業団及びJ R旅客会社の運営状況に関する件、第四次全国総合開発計画における交通体系整備の在り方に関する件、首都高速道路公団の料金改定問題に関する件、AT車の事故防止対策に関する件、民間航空機と自衛隊機とのニアミス発生状況に関する件、航空自衛隊千歳基地における燃料タンク落雷事件に関する件、青函隧道・本四架橋開通に伴う鉄道施設等受け入れ体制整備に関する件等について橋本運輸大臣、政府委員、総務庁、自治省、労働省、国土庁、大蔵省、建設省、防衛庁、消防庁、警察庁当局、参考人日本国有鉄道清算事業団理事長杉浦喬也君及び首都高速道路公団理事長淺井新一郎君に対し質疑を行った。

○逓信委員会

昭和六十二年  
九月 十七日 木曜日

国際電気通信事業の競争体制の在り方に関する件、電気通信事業法の見直しに関する件、NTTと新電々との公正競争確保に関する件、NTTの市外通話料金の値下げに関する件、シルバープラン貯金の創設要求に関する件、少額貯蓄非課税制度の廃止に伴う郵便貯金への影響に関する件、放送衛星開発費とNHK経営との関係に関する件、総務庁の郵便事業に対する現状認識に関する件、郵便局における防犯対策に関する件等について唐沢郵政大臣、政府委員、郵政省、総務庁、警察庁当局、参考人国際電気電話株式会社常務取締役大山昇君、日本電気電話株式会社労働部長朝原雅邦君、同社代表取締役副社長山口開生君、同社常務取締役電話事業サポート本部長高橋節治君、同社経営企画本部マーケティング企画部長井上秀一君、同社経営企画本部企画部長木塚修一君及び同社取締役人事部長吉田實君に対し質疑を行つた。

○建設委員会

昭和六十二年  
七月 三十日 木曜日

NTT株売却益の公共事業への無利子貸付けに関する件、公共事業の地域配分に関する件、建設業への不良業者参入の排除に関する件、地価高騰対策に関する件、総合保養地域整備法の施行に関する件、渇水対策に関する件、八ッ場ダム建設に関する件、水源かん養林に関する件、第十次道路整備五箇年計画に関する件、四全総に関する件、公団住宅の建て替え問題に関する件等について天野建設大臣、綿貫国土庁長官、政府委員、警察庁、建設省、人事院、総務庁、文部省、大

○科学技術特別委員会

蔵省、林野庁、運輸省当局、参考人住宅・都市整備公団総裁丸山良仁君及び同公団理事渡辺尚君  
に対し質疑を行った。

昭和六十二年  
八月二十六日 水曜日

超電導に関する件について参考人科学技術庁金属材料研究所所長中川龍一君、東京大学教授笛木  
和雄君、新日本製鐵株式会社中央研究本部参与南雲道彦君及び松下電器産業株式会社専務取締役  
早川茂君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

九月 二日 水曜日

科学技術会議の意見・答申に関する件、老化のメカニズム研究に関する件、障害者の情報電子機  
器の利用に関する件、第五世代コンピュータの将来見通しに関する件、原子力船の現況と将来  
の方針に関する件、宇宙開発等への取組みに関する件、原子力開発利用長期計画に関する件、大  
型放射光（SOR）の施設計画の推進に関する件、超電導に関する件等について三ツ林科学技術  
庁長官、政府委員、厚生省、通商産業省、警察庁、気象庁、郵政省、農林水産省及び環境庁当局  
に対し質疑を行った。

○環境特別委員会

昭和六十二年

八月 十九日 水曜日

公害及び環境保全対策に関する件（水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案（第百八回国会衆議院第一二二号）と一括議題）について発議者衆議院議員福島譲二君、稲村環境庁長官、政府委員、総務庁、林野庁、文化庁、建設省、法務省及び厚生省当局に対し質疑を行った。

○災害対策特別委員会

昭和六十二年

八月二十六日 水曜日

昭和六十二年梅雨前線豪雨及び台風第五号による災害並びに昭和六十二年八月十六日から十九日までの大雨による災害について政府委員から報告を聴いた。

富士山の地震に関する件、ダムの洪水調節に関する件、河川改修事業に関する件、水需給計画に関する件、公共事業の執行体制に関する件等について綿貫国土庁長官、政府委員、気象庁、科学技術庁、建設省、林野庁、農林水産省、自治省、人事院及び運輸省当局に対し質疑を行った。

昭和六十二年台風第十二号及びその後の低気圧による災害について政府委員から報告を聴いた。

九月 十七日 木曜日

○沖縄及び北方問題に関する特別委員会

昭和六十二年

九月 十六日 水曜日

米海兵隊クラブ従業員解雇問題に関する件、在沖縄米軍による事件・事故多発問題に関する件、第二次沖縄振興開発計画後期の課題と四全総に関する件、基地の整理縮小問題に関する件、リゾート地域指定と沖縄の観光開発に関する件、新石垣空港問題に関する件、自由貿易地域設定問題に関する件、米軍基地内の売店問題に関する件、那覇空港の整備と安全問題に関する件、第一〇一徳丸」及びポメックス・サガ号被弾事故に関する件、沖縄海邦国体に関する件、沖縄基地への核持込み疑惑に関する件等について綿貫沖縄開発庁長官、政府委員、防衛施設庁、運輸省、環境庁、防衛庁、海上保安庁及び文部省当局に対し質疑を行つた。

○外交・総合安全保障に関する調査会

昭和六十二年

七月三十一日 金曜日

国際情勢の認識に関する件について参考人防衛大学校教授西原正君、軍縮問題研究家前田寿君及び元毎日新聞論説委員高榎堯君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行つた。

八月二十一日 金曜日  
(安全保障小委員会)

日米安全保障体制の現状と問題点について政府委員、防衛庁及び防衛施設庁当局から説明を聴いた後、政府委員、防衛庁及び外務省当局に対し質疑を行つた。

(国際経済・社会小委員会)

開発途上国に対する経済協力の在り方について外務省当局から説明を聴き、参考人国際協力事業



九月 四日 金曜日  
(外交・軍縮小委員会)

団理事川村知也君及び東和大学国際教育研究所教授室靖君から意見を聴いた後、外務省当局及び両参考人に対し質疑を行った。

東アジアにおける緊張緩和と軍縮・軍備管理について政府委員及び外務省当局から説明を聴いた後、政府委員及び外務省当局に対し質疑を行った。

○国民生活に関する調査会

昭和六十二年

七月 十五日 水曜日

七月二十九日 水曜日

八月二十一日 金曜日

内需拡大に関する件について参考人日本長期信用銀行常務取締役調査部長竹内宏君、三井不動産株式会社代表取締役会長長坪井東君、埼玉大学教育学部教授暉峻淑子君、社団法人日本経済研究センター会長金森久雄君及び総合研究開発機構理事長下河辺淳君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

内需拡大に関する件について意見の交換を行った。

国民生活に関する調査報告書(中間報告)を提出することを決定した。

○産業・資源エネルギーに関する調査会

昭和六十二年

八月 十九日 水曜日

産業・資源エネルギーに関する調査について意見の交換を行った。

九月 十六日 水曜日

資源問題に関する件について政府委員から説明を聴いた後、政府委員、通商産業省、科学技術庁及び環境庁当局に対し質疑を行った。

石炭問題に関する件について田村通商産業大臣、平井労働大臣、政府委員、労働省及び通商産業省当局に対し質疑を行った。

(付) I 参議院役員一覽

役 員		召 集 日	会 期 中 選 任
議 長		藤 田 正 明君	
副 議 長		瀬 谷 英 行君	
常 任 委 員 長	内 閣	名 尾 良 孝君	
	地 方 行 政	谷 川 寛 三君	
	法 務	三 木 忠 雄君	
	外 務	森 山 眞 弓君	
	大 蔵	村 上 正 邦君	
	文 教	田 沢 智 治君	
	社 会 労 働	関 口 恵 造君	
	農 林 水 産	岡 部 三 郎君	
	商 工	大 木 浩君	
	運 輸	田 代 富 士男君	
	通 信	上 野 雄 文君	
	建 設	村 沢 牧君	
	予 算	原 文 兵衛君	
	決 算	種 山 篤君	
	議 院 運 営	嶋 崎 均君	
懲 罰	小 笠 原 貞 子君		
特 別 委 員 長	科 学 技 術	飯 田 忠 雄君	
	環 境	山 東 昭 子君	松尾官平君 ( 62.9.7 )
	災 害 对 策	梶 原 敬 義君	
	選 挙 制 度	降 矢 敬 義君	
調 査 会 長	沖 繩 ・ 北 方	川 原 新 次 郎君	
	外 交 ・ 安 保	加 藤 武 德君	
	国 民 生 活	長 田 裕 二君	
事 務 総 長	産 業 ・ 資 源	大 木 正 吾君	
		加 藤 木 理 勝君	

(付) II 参議院会派別所属議員数表

(会期終了日 62.9.19 現在)

会 派	議員数	①昭64.7.9 任期満了			②昭67.7.7 任期満了		
		比 例	選 挙	計	比 例	選 挙	計
自 由 民 主 党	143(9)	20(5)	49	69(5)	22(2)	52(2)	74(4)
日本社会党・護憲共同	42(4)	9(1)	13(1)	22(2)	9(1)	11(1)	20(2)
公明党・国民会議	24(3)	8(2)	5	13(2)	7(1)	4	11(1)
日 本 共 産 党	16(5)	5(2)	2	7(2)	5(1)	4(2)	9(3)
民社党・国民連合	12(1)	4	3(1)	7(1)	3	2	5
新 政 ク ラ ブ	4	1	1	2	2	0	2
二院クラブ・革新共闘	3	1	1	2	1	0	1
サラリーマン新党・ 参議院の会	3	2	0	2	1	0	1
各派に属しない議員	4	0	1	1	0	3	3
欠 員	1	0	1	1	0	0	0
合 計	252(22)	50(10)	76(2)	126(12)	50(5)	76(5)	126(10)

※ ( )内は婦人議員数

第百九回国会参議院審議概要中正誤

三二ページ 下段 四行 「佐藤委員」は「山口委員」の誤り。